

令和元年東日本台風(長野県長野市)に かかる支援活動記録集



令和 2 年 7 月
名古屋市

はじめに

気象庁は、令和元年に顕著な災害をもたらした 2 つの台風について、台風第 15 号は「令和元年房総半島台風」、台風第 19 号は「令和元年東日本台風」とそれぞれ名称を定めました。

令和元年東日本台風は、令和元年 10 月 12 日午後 7 時前に大型で強い勢力のまま伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13 日未明に東北地方の東海上に抜けましたが、静岡県や新潟県、関東甲信越地方、東北地方を中心に、広い範囲で記録的な大雨となりました。10 月 12 日午後 3 時 30 分に静岡県、神奈川県、東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、長野県に大雨特別警報が発表され、午後 7 時 50 分には茨城県、栃木県、新潟県、福島県、宮城県に、13 日午前 0 時 40 分には岩手県にも発表されるなど、13 都県で特別警報が発表されましたが、これは 11 府県に発表された平成 30 年 7 月豪雨を超え、特別警報の運用を開始して以来最多の発表数となりました。

大雨の影響による広い範囲の河川の氾濫、土砂災害や浸水害のほか、暴風などにより、人的被害や住家被害、ライフラインや交通に多数の被害が発生し、人的被害は、死者 91 名、行方不明者 3 名、住家被害は全壊 3,273 棟、半壊 28,306 棟、一部破損 35,437 棟、床上浸水 7,666 棟、床下浸水 21,890 棟（令和 2 年 4 月 10 日 内閣府「令和元年台風第 19 号等に係る被害状況等について」）にのぼりました。

本市においては、10 月 12 日午前 4 時 46 分に暴風警報及び大雨注意報が発表され、災害対策本部を設置するとともに第 2 非常配備体制で災害対応にあたりました。一方で、台風の勢力や進路などから、より甚大な被害は本市よりも北信越地方、関東地方、東北地方において発生することが想定されたことから、防災危機管理局では、他被災自治体への応援派遣の体制もあわせて整え、各地の被災状況を注視し情報収集に努めていました。

そのような中、10 月 13 日午前 7 時 10 分に消防庁長官から愛知県に緊急消防援助隊の出動の指示があり、消防局が千曲川が決壊した長野県長野市及び千曲市に緊急消防援助隊を派遣したことを皮切りに、本市は多様な被災地の支援を行うこととなりました。防災危機管理局としては、10 月 13 日に指定都市市長会から長野県庁へのリエゾン派遣を要請され、翌 14 日には長野県庁にリエゾン 3 名を派遣したことに加え、指定都市市長会を通じて総務省から長野市に対する総括支援チームの派遣及び対口支援の要請を受け、15 日には総括支援チームを長野市役所に派遣し、長野市災害対策本部での災害対応に係る助言や、現地での支援ニーズの把握に努め、長野市がいち早く罹災証明書を発行できるよう支援するため、対口支援として財政局から建物被害認定調査の支援を行いました。

今回の台風への命名は、1977 年の「沖永良部台風」以来 43 年ぶりでしたが、近年、

台風や豪雨による大規模災害が各地で頻発しています。本市としても、令和元年は伊勢湾台風から 60 年、また令和 2 年は東海豪雨から 20 年という節目を迎えます。この時期に、いわゆるスーパー伊勢湾台風などの大規模風水害の発生に備えて、こうした風水害事例の教訓を改めて記録にとどめて、災害対応に活用していく必要があります。

この記録集は、令和元年東日本台風での初動期・応急復旧期における本市並びに関係機関の活動を記録し、本市の防災に係る課題や教訓を洗い出し、今後の災害対応に活用したいとの思いから、作成しました。この記録集が、本市職員の災害対応力の向上及び本市の地域防災力の向上のために役立つことを心から願っています。

末筆ながら、この記録集の作成にあたり、執筆にご協力いただいた関係局の皆様に、改めて感謝申し上げます。

令和 2 年 7 月

名古屋市防災危機管理局

目次

I	「令和元年東日本台風」の概要	1
1	豪雨の概要	1
2	長野県長野市の被害状況	4
II	国と指定都市市長会の支援枠組みの概要	6
1	支援枠組み	6
2	災害マネジメントの総括的支援	8
3	情報連絡員（リエゾン）	9
4	本市の初動対応と支援先の決定	9
III	本市の被災地支援活動の概要	10
1	リエゾン及び総括支援チームの派遣	10
2	本市における動き	14
3	初期の災害マネジメント総括支援チームによる支援(10/15~10/18)	16
4	中期の災害マネジメント総括支援チームによる支援(10/20~10/22)	22
	これまでの台風19号災害対応を踏まえた今後の課題について	27
5	終期の災害マネジメント総括支援チームによる支援(10/24~11/6)	28
	【コラム】LINEの災害時における効果的な活用	30
IV	建物被害認定調査の支援	31
1	建物被害認定調査の支援調整	31
2	罹災証明書の発行	32
3	建物被害認定調査の概要	33
4	調査の実施	37
5	今回の調査に従事した職員の感想等	40
6	本市における課題、要望等	42
V	本市が行った各種支援概要	46

VI 災害時の応援と受援	51
1 応援と受援	51
2 長野市との座談会	54
3 報告・意見交換会	59
4 長野市からの寄稿	61
 VII 本市での今後の取り組み	62
1 令和元年東日本台風を踏まえた課題	62
2 今後、本市で必要となる取り組み	63

I 「令和元年東日本台風」の概要

1 豪雨の概要

(1) 大雨特別警報の発表状況（気象庁発表資料参考）

1 都 1 2 県に大雨特別警報を発表

	10 月 12 日(土)					10 月 13 日(日)		
	12:00	15:00	18:00	21:00	0:00	3:00	6:00	9:00
静岡県		15:30				22:20		
神奈川県		15:30				0:20		
東京都		15:30				23:55		
埼玉県		15:30				0:40		
群馬県		15:30				0:10		
山梨県		15:30				23:01		
長野県		15:30				3:20		
茨城県			19:50			2:20		
栃木県			19:50			2:20		
新潟県			19:50			3:20		
福島県			19:50			4:00		
宮城県			19:50				5:45	
岩手県					0:40			

(2) 大雨等の状況（10 月 10 日 0:00～10 月 13 日 24:00）（内閣府発表資料参考）

・主な 1 時間降水量(アメダス観測値)

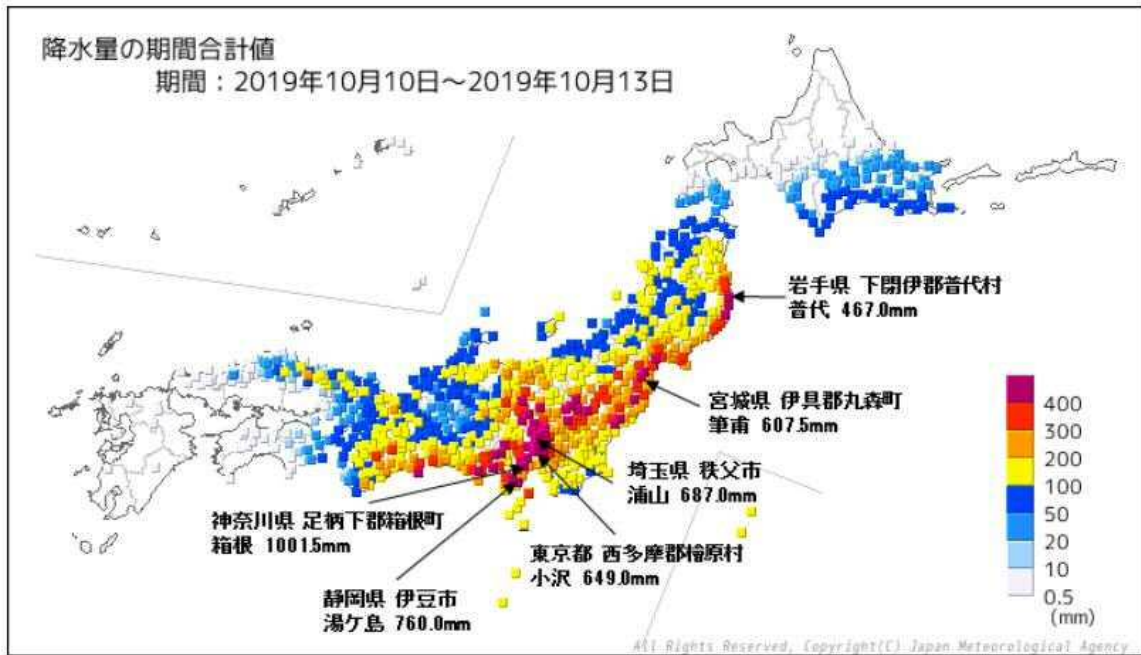
岩手県	下閉伊郡 普代村	95.0 ミリ	(13 日 1:54 まで)
岩手県	下閉伊郡 岩泉町	93.5 ミリ	(13 日 1:55 まで)
神奈川県	足柄下郡 箱根町	85.0 ミリ	(12 日 19:21 まで)

・主な 24 時間降水量(アメダス観測値)

神奈川県	足柄下郡 箱根町	942.5 ミリ	(12 日 21:00 まで)
静岡県	伊豆市 湯ヶ島	717.5 ミリ	(12 日 18:50 まで)
埼玉県	秩父市 浦山	647.5 ミリ	(12 日 22:00 まで)

・主な期間降水量(アメダス観測値)

神奈川県	足柄下郡 箱根町	1,001.5 ミリ
静岡県	伊豆市 湯ヶ島	760.0 ミリ
埼玉県	秩父市 浦山	687.0 ミリ



期間降水量分布図（気象庁の発表資料より）

(3) 人的・建物被害の状況（内閣府発表／4月10日9時00分現在）

※北海道から大分県までを記載

都道府県名	人的被害（人）					住家被害（世帯）				
	死者	うち 災害関連 死 者	行 方 不 明 者	負 傷 者		全 壊	半 壊	一部 損 壊	床上 浸 水	床下 浸 水
				重 傷	軽 傷					
北海道								4		
青森県					1			1	7	9
岩手県	3			4	3	41	790	788	144	953
宮城県	19		2	8	35	302	2,997	2,860	1,614	12,151
秋田県								8		
山形県				2	1	1	5	33	65	98
福島県	35	5		1	56	1,489	12,560	6,977	1,161	443
茨城県	2		1		20	146	1,599	1,461	13	350
栃木県	4			4	19	83	5,223	8,666	2	133
群馬県	4			1	8	22	296	572	22	112
埼玉県	4	1		1	32	134	541	699	2,369	3,387
千葉県	1			3	23	32	270	5,665	25	70
東京都	1				10	36	661	1,034	318	532

神奈川県	9			3	35	54	826	2,499	877	579
新潟県				2	3	3	9	48	25	278
富山県				1				6		
石川県				1				1		
福井県				1						
山梨県					1	2	3	74	1	6
長野県	5			6	39	920	2,505	3,479	5	1,407
岐阜県								11		
静岡県	3	1		2	5	8	12	495	967	1,312
愛知県					1					
三重県					3		8	23	50	64
滋賀県					3		1	10		
京都府				1	3			8		
大阪府					8					
兵庫県	1				14			4		
奈良県								2		3
和歌山県								1	1	
鳥取県					1			3		
岡山県					1			2		
広島県					2			2		
山口県				1						
徳島県					1					
高知県					2			1		3
佐賀県					2					
大分県					2					
合計	91	7	3	42	334	3,273	28,306	35,437	7,666	21,890

2 長野県長野市の被害状況

(1) 長野市の概要

長野市は長野県の北信地方に位置し、人口は 376,104 人、世帯数 161,433 世帯、面積は 834.81 平方キロメートル（令和元年 10 月 1 日現在）



(2) 主な被害状況（3 月 9 日長野市災害対策本部発表資料参考）

ア 人的被害（12 月 13 日現在）

死亡：2 人 重症：2 人 軽症 92 人 計 96 人

イ 建物被害状況（1 月 31 日現在）

住家被害(世帯)					
地区	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	計
長沼	502	76	157	64	799
豊野	370	144	86	89	689
古里	0	31	50	93	174
篠ノ井	0	13	622	1,078	1,713
松代	0	27	299	301	627
若穂	0	1	7	40	48
合計	872	292	1,221	1,665	4,050

ウ 河川等被害状況

- ・国土交通省管理河川
信濃川水系千曲川 決壊 1 箇所（穂保地先）
- ・長野県管理河川
信濃川水系三念沢 決壊 1 箇所（豊野町豊野地先）
- ・長野市管理河川
河川 83 箇所 被害額 1,791,350 千円

エ 浸水面積（11 月 6 日現在）

1,541 ヘクタール

【浸水地区】

（単位：ヘクタール）

地域名	とよの 豊野・ながぬま 長沼・ふるさと 古里	しのの 篠ノ井	まつしろ 松代	わかほ 若穂
浸水面積	934	371	156	80

オ 農産物等被害状況

- ・農地への土砂等の堆積
堤内地 183 ヘクタール 17 万 2 千立方メートル
堤外地 338 ヘクタール 31 万 7 千立方メートル

【被害額】

区分	面積・箇所	金額(千円)
農作物・樹体	447.5 ヘクタール	973,956
生産施設・農業機械 共同利用施設	21,294 平方メートル	6,414,747
農地(上記土砂堆積以外含む)	521.8 ヘクタール	9,282,000
農業用施設(排水機場・農道等)	94 箇所	6,010,000
合計	—	22,680,703

カ 避難開設状況

- ・避難者数 最大 6,191 人（10 月 13 日時点）
- ・避難施設数 最大 54 施設（10 月 13 日時点）

Ⅱ 国と指定都市市長会の支援枠組みの概要

1 支援枠組み

大規模災害が発生した際には、法令に基づく支援のほか、各種相互応援協定等に基づき支援を行うことになります。今回の令和元年東日本台風では、平成 30 年 7 月豪雨に引き続き、国（総務省）が定めた「被災市区町村応援職員確保システム」（以下、「応援職員確保システム」という。）及び指定都市市長会における「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」（以下、「指定都市市長会行動計画」という。）の適用により、全国の都道府県及び本市を含む指定都市が相互に協力して被災地の支援を行いました。

今回の支援においては、本市が支援を行った長野県長野市をはじめとして、中部地方から東北地方にかけて、1 都 12 県に特別警報が発表される記録的な大雨により、土砂災害、河川氾濫などにより多くの被害が発生したことから、応援職員確保システムと指定都市市長会行動計画が連動して適用されることとなりました。

二つの支援枠組みは、以下のとおり、共通点があります。

二つの支援枠組みの共通点

【適用条件】震度 6 弱以上の地震又はそれに相当する災害

【支援内容】既存の協定等（応急給水活動、緊急消防援助隊、DMAT など）があるものについては、その枠組みを優先して被災地支援を行い、それ以外の支援（避難所運営、建物被害調査、罹災証明書受付発行など）を対象としている

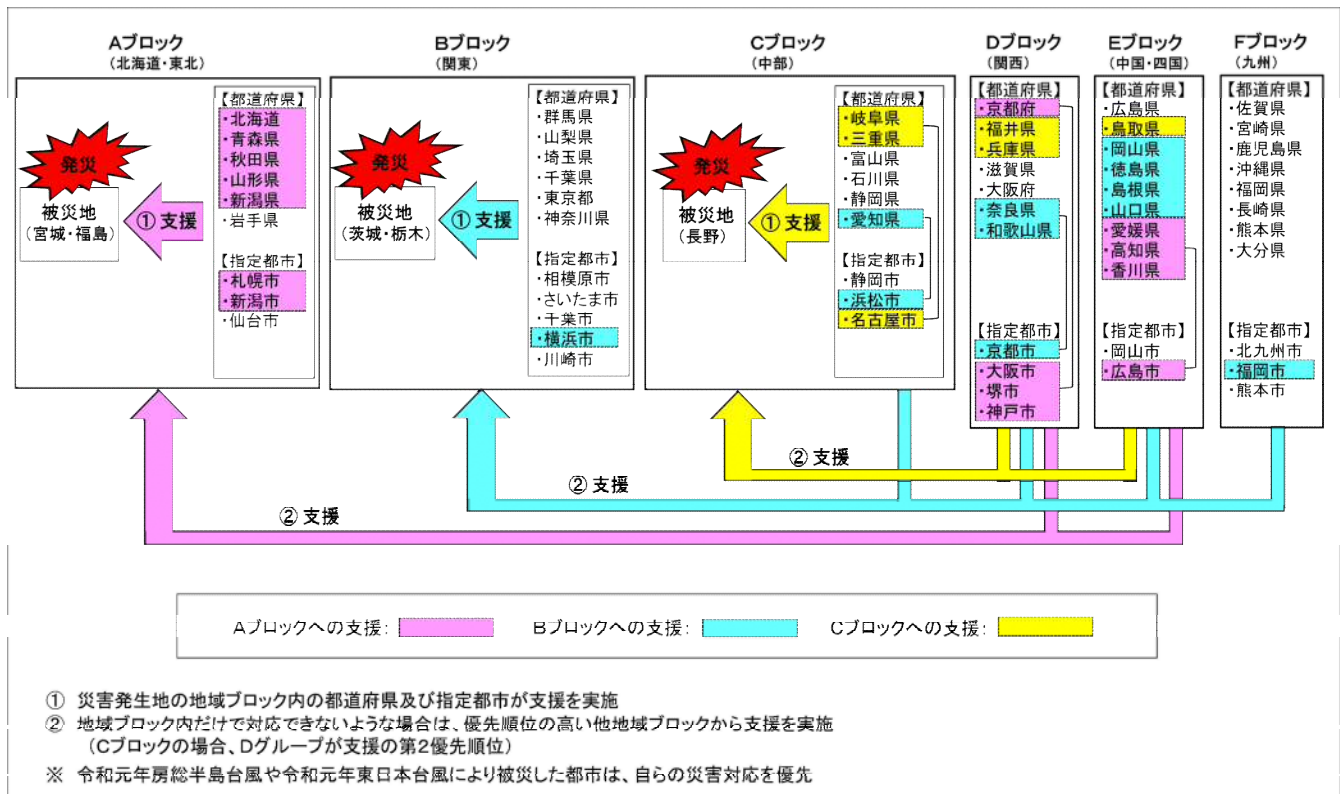
【支援方式】一つの被災自治体を一つの都道府県又は指定都市が自己完結的に支援する対口支援方式を基本としていること

【地域ブロック】全国を 6 つの地域ブロック（同じ地理的境界）に分けていること

応援職員確保システムでは、あらかじめ被災地の属する地域ブロック内の都道府県並びに指定都市で支援することを第一段階の支援としています。しかし、今回の令和元年東日本台風のように、被害が広範で地域ブロック内の都道府県及び指定都市だけでは完結して災害対応業務の支援を行うことが困難な場合には、第二段階の支援として、他の地域ブロックの都道府県と指定都市が支援にあたることになっています。ただし、被災都道府県又は被災都市となった場合には、自らの災害対応を優先することになります。指定都市市長会行動計画でも、同様の考え

方で支援を行うことになります。

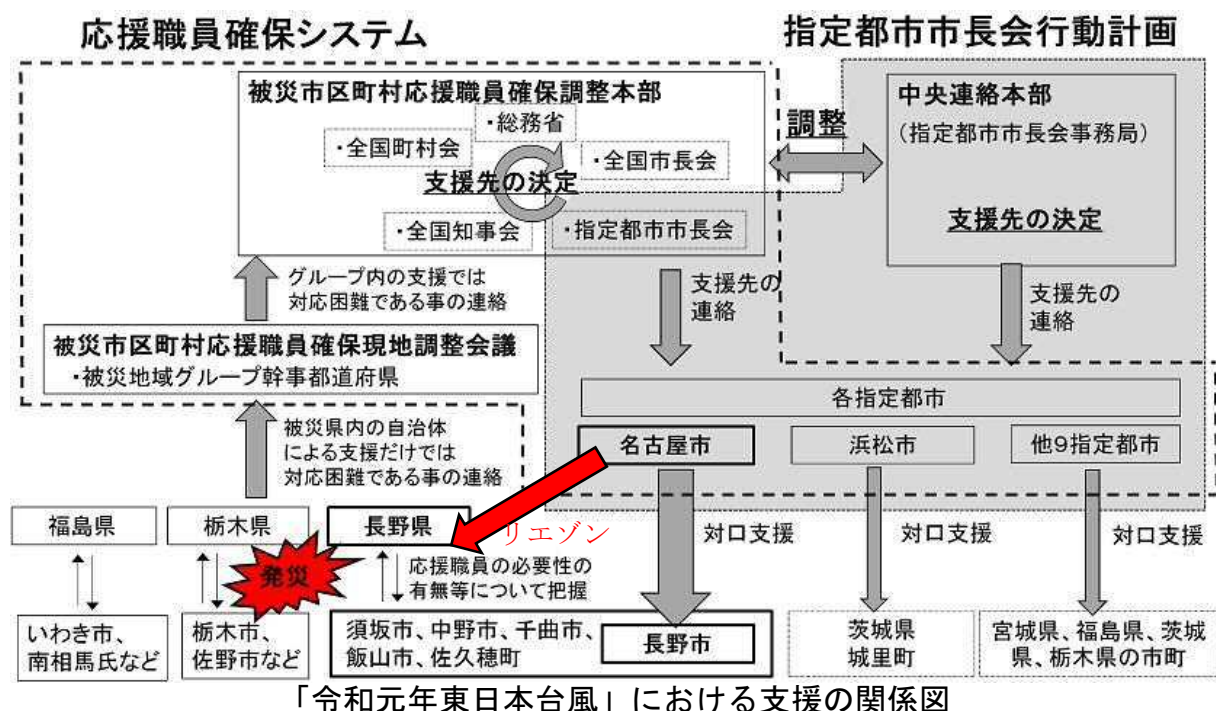
そのため、応援を受けるほどではありませんでしたが、令和元年東日本台風により被災した指定都市や、令和元年房総半島台風により既に被災し、応急復旧等で余力のなかった指定都市については、他自治体を支援するか否かの決定に際しては、配慮されました。



応援職員確保システム及び指定都市市長会行動計画の支援のイメージ

応援職員確保システムの適用にあたっては、本部機能の事務局は国（総務省）が担い、応援自治体の調整において、都道府県については全国知事会が担当し、指定都市については指定都市市長会が中心となっていくこととなっています。

一方で、指定都市市長会行動計画を適用する関係では、その本部機能を指定都市市長会事務局が担うことになっているため、両方の支援枠組みが適用された場合も指揮命令の調整機能が働き、円滑な支援につながる仕組みになっているといえます。



2 災害マネジメントの総括的支援

国（総務省）が定めた応援職員確保システムでは、被災市区町村の長（例 長野市長）への助言、幹部職員との調整、応援ニーズの把握、総務省や被災県との連携などを通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントについて、総括的な支援を行うことが、被災市区町村に対する支援の一つとされています。

そのため、被災市区町村・都道府県から支援要請があった場合又は得られた情報を元に確保調整本部が支援を必要と判断した場合、災害マネジメントの総括的な支援を行うために、支援を行う地方公共団体は、災害マネジメント総括支援チームを派遣することになります。

災害マネジメント総括支援チーム（以下、「総括支援チーム」という。）は、災害対応に知見のある地方公共団体の職員の中から管理職経験等がある災害マネジメント総括支援員（以下、「総括支援員」という。）1名と災害マネジメント支援員（以下、「支援員」という。）1～2名に、連絡調整要員1～2名を加えた計3～5名で構成されます。

総括支援員と支援員はあらかじめ国（総務省）の名簿に登録されますが、その手続きとして、地方公共団体から災害知見を有するなどの要件を満たす職員の推薦を行い、その後、国（総務省）が実施する研修を受講していることが必要です。

令和元年東日本台風発災時は、名古屋市からは総括支援員1名、支援員2名が国（総務省）の名簿に登録されていました。

3 情報連絡員（リエゾン）

指定都市市長会行動計画では、広域・大規模災害に備え、情報連絡員（以下、「リエゾン」という。）として派遣する職員（交代職員を含む）の確保や資機材等の準備を行うこととしています。

発災した際、被災地域ブロックの幹事市（年度ごとの輪番）は原則として被災地へリエゾンを派遣し、指定都市市長会現地連絡本部を設置します。被災地の情報収集のために更なるリエゾンが必要と考えられる場合には、同ブロック内から支援隊派遣都市として、現地支援本部へリエゾンを派遣します。

4 本市の初動対応と支援先の決定

今回の令和元年東日本台風における支援の初動では、本市は、台風が東海地方に接近した 10 月 12 日の非常配備体制に引き続いて、翌 13 日の早朝から他都市の被害状況を注視し、支援要請に対応できるように即応待機の体制をとっていました。指定都市市長会では支援の要否を判断する準備体制をとっており、13 日午後 1 時に、指定都市市長会から本市に連絡が入り、千曲川が氾濫するなどし、大きな被害が予想された長野県へリエゾンを派遣し、被害状況の確認及び支援ニーズを確認するように依頼を受けました。本市への依頼があった理由としては、令和元年東日本台風の大雨の影響により、静岡県でも大雨特別警報が発令され、指定都市市長会行動計画の C ブロックの幹事市であった静岡市が被災して自市の災害対応に追われていた一方で、本市では大きな被害が発生しておらず他都市に対する被災地支援が可能であったことや、中部ブロック内の指定都市の中で、長野県までの距離が最も近く、迅速に現地入りすることが可能であったことが挙げられます。

14 日午前 7 時に、本市から長野県庁にリエゾン 3 名を派遣し、午前 11 時 25 分に長野県庁に到着して、被害状況等の情報収集及び国や県などの関係機関との調整を行いました。また、14 日午後に総務省で開催された応援職員確保調整本部会議による支援先の検討を踏まえ、同日午後 3 時 6 分に、本市は長野市に対して翌 15 日から総括支援チームを派遣するとともに、同市の支援ニーズを踏まえて対口支援を行うことが決定しました。本市から総括支援員をはじめとする総括支援チームを派遣するのは、今回が初めての事例になります。

なお、指定都市市長会行動計画においても、14 日午後 2 時に、東日本台風に対して指定都市市長会行動計画の適用が決定され、その後、応援職員確保システムと連動して本市は長野市を対口支援することも決定されました。

Ⅲ 本市の被災地支援活動の概要

1 リエゾン及び総括支援チームの派遣

(1) 派遣初日の活動（被害状況調査及び支援ニーズの確認）

令和元年 10 月 13 日（日）、午前 9 時 50 分に指定都市市長会事務局から福島県または長野県へのリエゾン派遣の可否について問い合わせがあり、本市としては、翌 14 日から 3 名の派遣が可能である旨を回答しました。午後 1 時に総務省の応援職員確保システムと連携した指定都市市長会行動計画に基づき、指定都市市長会事務局より長野県庁へのリエゾン派遣要請がありました。そのため、予定通り翌 14 日の朝に長野県庁へ職員 3 名（防災危機管理局 2 名、区役所 1 名）を派遣することを決定しました。事前情報では、被害が大きい長野市へ避難所運営支援を中心とした対口支援の可能性が高いとの情報がありました。

10 月 14 日（月・祝）、午前 7 時に職員 3 名が公用車で長野県庁へ向け出発しました。本市から長野県長野市までは約 250 キロメートルあり、小牧 J C T から中央自動車道～長野自動車道～上信越自動車道を通って、長野 I C で高速道路を下りました。高速道路では渋滞は発生しておらず、市街地に入ってから通行止めや渋滞など混乱している様子は見られず、予定通り午前 11 時 25 分に長野県庁へ到着しました。

長野県庁西庁舎の 3 階に設置された県災害対策本部に向かい、災害対策本部に詰めていた長野県庁（人的支援・受援担当）の田中係長、総務省公務員部からのリエゾンである岡地理事官及び原係長などから、長野県内の被害状況及び災害対応状況について説明を受けました。事前の情報通り、長野市内の被害が大きい上に、被害状況がほとんど把握できていないという状況でしたが、少なくとも避難所運営や建物被害認定調査について、支援が必要と見込まれる様子でした。また、長野市に対しては、中核市の枠組みでの支援の申し出も来ているとのことでした。その場で総務省のリエゾンから、このまま本市は長野市への対口支援へ移行をお願いしたいとの依頼を受け、正式には午後 3 時 6 分に本市が長野市へ統括支援チームの派遣及び対口支援を行う事が決定しました。

午後 1 時から長野県、総務省とともに長野市役所本庁舎の 5 階に設置された市災害対策本部を訪れ、長野市の鎌田危機管理防災監及び危機管理防災課猪股係長から被害状況及び災害対応状況の説明を受けました。千曲川の氾濫による被害が甚大であり、被害を受けた地域を中心に避難所に多数の避難者が発生しているとのことでした。特に、市内北部に位置する豊野、古里、長沼地区の浸水被害が最も大きく、市内南部に位置する篠ノ井、松代、若穂地区でも河川の越水等による浸水被害が発生しているとのことでした。しかしながら、被害の全

容は把握しきれておらず、危機管理防災課の職員も実務に手一杯で、災害対応状況の集約も困難な状況でした。

本市からの支援に対するニーズについても明確な答えが得られず、まずは災害対策本部を運営する危機管理防災課に対する支援をお願いしたいとの申し出がありました。そのため、総務省と相談の上、翌 15 日から総括支援員として本市から後藤地域防災室長を派遣することを決定しました。

また、事前に避難所への支援が必要との情報があったため、多くの避難所施設を所管する教育委員会の総務課山口課長補佐から、避難所の状況について説明を受けました。避難所に関しては 13 日時点で約 4,500 名いた避難者は約 1,000 名、避難所も 13 か所となって縮小傾向ではあるものの、各避難所に運営のための職員（市職員及び県職員）を最大 10 名程度派遣しており、職員も疲弊しているとのことでした。従って、避難所運営支援については、中核市災害相互応援協定に基づく支援の枠組みもあることから、そちらの状況も踏まえた上で、本市に相談させていただきたいとのことでした。

次に、実際の避難所の状況を把握するため、市内で最も多くの避難者が発生している豊野西小学校を視察しました。約 300 名の避難者がブルーシートの敷かれた体育館の床の上で生活をしており、舞台の上でも避難者が生活している状況でした。しかしながら、物資が不足している様子は見られず、食料、飲料、衣服や衛生用品などが避難者に提供されていました。さらに電気通信事業者により無料で携帯電話の充電器、W i - F i スポット、特設公衆電話の設置が行われていました。避難所の運営は職員により行われており、常に避難者の受け入れや物資の提供に追われている様子でした。

帰庁後、建物被害認定調査も早急な調整が必要なが見込まれていたことから、翌 15 日の午後に担当する財務部との打ち合わせを設定しました。本市で建物被害認定調査を担当する財政局固定資産税課と連絡を取り合い、長野市の支援ニーズが高いため、財政局には先遣隊を含めた職員派遣を依頼する可能性が高いことを事前に情報提供しました。

翌 15 日の午前 10 時には長野市災害対策本部会議が開催されるとのことであったため、現在把握している状況や課題を整理するとともに、翌 15 日にはさらなる災害対応状況を把握し、今後の支援をより効果的なものとするため、支援ニーズの把握をする必要性を痛感しました。

その後、長野県災害対策本部会議へ出席するため、長野県庁へ向かいました。会議については 2 度の延期の後、午後 8 時 40 分から開催されました。各部局及び関係公所から現在の災害対応状況について報告があり、長野市の状況については、人的被害については死者 2 名、負傷者 2 名、住家被害状況については、床上浸水 1,600 世帯、床下浸水については調査中との報告がありました。

○長野県災害対策本部の状況



○長野県及び総務省との打ち合わせ



○長野市との打ち合わせ



○避難所の状況



(2) 市内の状況について

長野県庁や長野市役所、長野駅が所在する中心部については、特に被害は見受けられず、断水や停電、店舗において品物が不足している様子もありませんでした。そのため、食事やトイレ、通信等で困ることはありませんでした。しかしながら、多くの団体が長野市へ支援隊を派遣していることもあり、被害が

大きいエリアに向かう道路を中心に渋滞が発生しており、1日目の10月14日（月・祝）時点では氾濫に伴う道路の通行止めも見受けられました。しかし、2日目の10月15日（火）時点では一部通行止めも解消され、3日目の10月16日（水）時点では氾濫発生箇所付近の主要な道路も通行可能となりました。被害が局所的であったこともあり、通常の世界生活が徐々に再開され、各機関の支援車両も相まって市内の渋滞は相変わらず解消されていない状況でした。

2 本市における動き

(1) 名古屋市危機管理対策本部会議の開催

本市において、令和元年東日本台風における対応を協議するため、市長をトップとする名古屋市危機管理対策本部会議を10月17日（木）10時30分から開催し、総務省の応援職員確保システム及び連動した指定都市市長会行動計画の適用により、本市の対口支援先として長野市が割り当てられたことや、令和元年東日本台風における長野市の被害状況の情報共有がなされました。

長野市への支援業務については、長野市に総括支援チームを派遣して支援ニーズ調査を行った結果、10月16日（水）に長野市から建物被害認定調査の業務において支援要請があったことの説明がなされました。

会議では長野市を対口支援先とすることを決定し、各局室は本市の地域防災計画に基づく災害時の役割分担に沿って被災地域支援等の業務を担い、被災地において刻々と変化する支援ニーズに対応して支援していく方針と、支援要請のあった建物被害認定調査の業務について、計32名の職員を派遣することが決定されました。

○地域防災計画に基づく各局の主な役割（地域防災計画から一部抜粋）

部	担当局	主な任務
総括部	防災危機管理局	・各部、区本部との連絡調整に関すること ・県その他の防災関係機関との連絡調整に関すること ・各種協定（他部に属するものを除く）に基づく応援要請に関すること
経理部	財政局 （経理部は、財政局 ほか1室で構成）	・大規模災害時における被災証明発行のための家屋被害調査の総合調整に関すること

○名古屋市危機管理対策本部会議の様子



(2) 建物被害認定調査職員の派遣

長野市への建物被害認定調査職員の派遣にあたり、10月18日（金）に河村市長及び3副市長出席のもと、被災地域派遣職員激励式を東庁舎災害対策本部室で開催しました。

建物被害認定調査の業務に従事する職員は第1次隊の16名が10月21日（月）から9日間、また第2次隊の16名が10月29日（火）から9日間派遣されました。

○「令和元年東日本台風」に伴う被災地域派遣職員激励式の様子



3 初期の災害マネジメント総括支援チームによる支援（10/15～10/18）

(1) 派遣 2 日目の活動（支援ニーズの確認と職員派遣調整）

10 月 15 日（火）、前日から指定都市市長会行動計画に基づき長野県庁でリエゾン業務を実施していた 3 名については、総括支援チームの派遣の決定に伴い、同日から総務省の被災市区町村応援職員確保システムに基づき長野市役所で総括支援チームとして総括支援業務を行うこととなりました。

午前 10 時から長野市災害対策本部会議が開催され、各部局及び関係公所から最新の災害対応状況について報告がありましたが、危機管理防災課が把握している以上に各部局が担当業務に関する災害対応を進めていることが分かりました。そのため、午後からは本市から到着予定の総括支援員とともに各部局へ支援ニーズの把握に伺うこととし、各部局との顔繋ぎを危機管理防災監にさせていただくこととなりました。

午後 1 時に総括支援員が長野市役所に到着し、まずは市長応接室において加藤長野市長とあいさつを交わし、総務省の応援職員確保システムにより本市が長野市へ総括支援チームの派遣及び対口支援を行うこと、長野市の支援ニーズを丁寧に取り、可能な限り支援を行うことを伝達しました。

<危機管理防災監との打ち合わせ>

午後 1 時 30 分から、災害対応について危機管理防災監と打ち合わせを行いました。

「災害マネジメント総括支援員」制度は、災害対応業務を円滑に進めるためのマネジメント機能の確保に向けて、総括支援員を派遣し、被災市町村の首長等に対して、災害対応に関するノウハウの提供や管理マネジメントに対する支援を実施するものであり、前日からの聞き取りや災害対応状況を踏まえ、次の 6 項目の内容に関して助言を行いました。

ア 職員体制

- ・全庁体制での対応が必要
- ・現在の職員配置状況（他都市職員も含めて）を整理し、不足する状況であれば、BCPを踏まえて通常業務の優先順位の再検討が必要であり、その上で危機管理部局は情報集約や方針決定に専念できる体制を構築

イ 被害状況の把握・共有

- ・被災者数や被害棟数の全容及びライフラインの状況等の把握
- ・避難所避難者の名簿を集約して管理する被災者台帳の作成が必要であり、今後の被災者支援策の一括管理においても必要

- ・保健師が 14 日から全避難所を巡回しているということなので、要配慮者対応の情報を共有するなど連携した対応が必要

・在宅避難者についても管理の必要があるため、今後現状を踏まえて対応を検討
ウ 避難所運営

- ・避難所は環境の整備された場所にできる限り集約を進め、被災者、職員双方の負担軽減を図ることが必要
- ・避難所の集約は、限られた人的・物的支援を集約した避難所に集中投入することによる避難所環境の改善が目的であり、特に要配慮者への対応を中心に巡回する保健師とも連携して丁寧に説明して進めることが重要
- ・避難者名簿などから個人情報（DV など）が流出するケースがあるため、「公表可否」を確認する形にするなどの配慮が必要

エ 建物被害認定調査及び罹災証明書発行

- ・罹災証明は今後の被災者支援施策の根幹となることから、その根拠となる建物被害認定調査は出来るところから実施
- ・本市からも専門職員を派遣する予定なので、ある程度証明書発行開始日の目安を定めて調査計画の検討をするなど、今後、市民が最も意識する事項であることを認識して、市民に説明できる状況の構築が必要

オ 物資

- ・物資については 15 日にプッシュ型支援による物資が届くことからとりあえずは物資集配拠点を市営施設で指定し、管理を職員にて行うことで動き始めるが、過去の事例では職員に過度の身体的、時間的拘束が及ぶことから状況を見て職員の負担軽減のために民間活用を行うことも検討

カ 災害廃棄物

- ・災害廃棄物の仮置き場の選定
- ・県や環境省等の助言を参考に他機関等に必要な支援を求めながらの対応

<財政部財政課、資産税課との打ち合わせ>

午後 2 時 40 分から建物被害認定調査及び罹災証明書受付業務に関して財政部財政課、資産税課と打ち合わせを行いました。

財政課としては、建物被害認定調査及び罹災証明書受付業務について、早急な対応が必要であると考えており、人員の支援を受けたいと考えているが、被害状況の全容が把握できておらず、調査の体制（人数や班編成）については検討中とのことでした。本市としては、平成 30 年 7 月豪雨において、建物被害認定調査の経験があることから調査方法のノウハウや人員の提供が可能であることを伝え、本

市財政局と調整し、調査の知識や経験を有する職員を総括支援チームの一員として2名派遣することとし、翌16日午後1時からその2名を交えて、調査の方法や班編成等について打ち合わせを実施することとしました。

<保険福祉部介護保険課との打ち合わせ>

午後4時30分から物資集配拠点に関して保健福祉部介護保険課と打ち合わせを行いました。

物資については、今日、国からのプッシュ型支援の物資が届くことから、市内南部に位置する市営施設である「サンマリーンながの屋内運動場」を物資集配拠点として整備することとしており、物資の荷捌きについては日本通運職員が常駐して行い、人員についてはボランティアの支援を受けることを考えているとのことでした。本市としては、昨年度、広島県三原市を支援した際の経験から物資集配拠点の市職員による運営については、職員の負担も大きいことから状況に応じて運営方法を検討することを助言し、今後も相談を受けることを伝えました。

<環境部廃棄物対策課との打ち合わせ>

午後7時から災害廃棄物仮置き場に関して環境部廃棄物対策課と打ち合わせを行いました。

災害廃棄物仮置き場については、市内南部に2か所設けており、受入れを本格的に開始しているが、被害が大きい市内北部には15日時点では仮置き場が設けられておらず、翌16日に仮置き場を設けるとのことでした。また、災害廃棄物仮置き場運営等の業務については、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画に基づき応援を要請しており、本市環境局からも2名の職員を派遣予定とのことと報告を受けているとのことでした。

長野市としては、環境省の指導に基づき、指定した仮置き場へ廃棄物を9種類に分別して搬入するように市のホームページなどで呼びかけているが、混乱が予想されるため、被災者の理解を得ることが課題との懸念が示されました。

その後、本市から中部地方環境事務所災害廃棄物対策専門官に電話で状況を報告するとともに、専門的見地からの長野市への助言などを依頼しました。

<教育委員会総務課との打ち合わせ>

午後8時から被災者台帳に関して教育委員会総務課と打ち合わせを行いました。

教育委員会としては、被災者の状況を統一的に把握するため、現況調査票を作成し、被災者の情報をデータベース化することを検討しているとのことでした。

そこで、現況調査票の参考資料として、本市で今後導入を検討している意向調査票や本市が支援した広島県三原市が作成した避難者個別カルテの様式を提供しました。あわせて、避難所外避難者の把握についても検討するよう助言しました。

<財政部財政課、資産税課との打ち合わせ>

10月16日（水）、午後1時から建物被害認定調査及び罹災証明書受付業務に関して財政部財政課、資産税課と本市財政局職員も交えて打ち合わせを行いました。

長野市としては、概算で約7,000棟の建物被害を見込んでおり、建物被害認定調査については、地震時の調査の経験はあるものの風水害時の調査の経験はないことから、本市に対して職員の派遣をお願いしたいという依頼がありました。調査方法については、罹災証明書の申請有無にかかわらず、被害建物全棟をローラー方式により、2名または3名1組として16班体制で約1か月をかけ調査を実施するという方針で行うこととなりました。

本市からの派遣については、当初10名程度を予定していましたが、建物被害棟数が多いことから16名の派遣で調整をすることとなり、最終的には10月21日（月）から10月29日（火）までの第一次派遣で16名、10月29日（火）から11月6日（水）までの第二次派遣で16名の計32名の派遣で調整を進めていくこととなりました。

派遣時のスケジュールとしては、初日にガイダンスを行い、派遣期間中の日曜日を休日とし、最終日は午前中のみの調査とすることを確認しました。

<危機管理防災課、人的支援チームとの打ち合わせ>

長野市における様々な業務の状況を把握するなかで、総括支援チームとしては、この時点で、長野市に対しては、主に「避難所運営支援」「建物被害認定調査」「罹災証明書発行及び被災者支援」の各業務についての支援方法を整理する必要がありました。

これらの業務は実施するためのマンパワーが一定程度必要となりますが、業務ごとに個別協定等の人的支援の枠組みがなく、支援体制が明確に定まっていません。

一方で、今回の長野市においては、本市の他にも、中核市災害相互応援協定や長野県が中心となった県内市町村による支援など、複数の支援スキームによる支援のマンパワーが期待でき、迅速なマッチングが求められていました。

この状況を踏まえ、本市としては、これらの支援スキームと支援を要する業務の適切な割り振り（例えば市民と最も接する機会の多い「避難所運営支援業務」

は地元の事情に精通した県内市町村による支援、「建物被害調査業務」は専門的知識や経験を提供できる本市による支援、「罹災証明書発行及び被災者支援業務」はわずかではあるものの業務開始まで時間があることから、派遣職員決定に一定の時間がかかると思われる中核市災害相互応援協定による支援を割り当てるなど）を行うことを助言し、応援の円滑な受け入れに向けた検討を促しました。

○長野市災害対策本部会議



○長野市長とのあいさつ



○長野市との打ち合わせ



(2) 本市への対口支援要請

10月17日（木）、午前10時から開始された長野市災害対策本部会議において、建物被害認定調査業務に係る応援要請について財政部から議題が提出されました。その結果、予定通り10月21日（月）から10月29日（火）までの第一次派遣で16名、10月29日（火）から11月6日（水）までの第二次派遣で16名の計32名の応援を本市に要請することが決定されました。

決定された応援要請は、本部会議に同席していた本市の総括支援チームの職員より、電話で名古屋市危機管理対策本部会議事務局に報告されました。

長野市での応援要請の決定を受け、本市においても同日付けで長野市へ建物被害認定調査業務で10月21日（月）から11月6日（水）までの期間、32名の職員を派遣する旨を報道発表しました。

4 中期の災害マネジメント総括支援チームによる支援（10/20～10/22）

(1) 派遣職員の受入に係る事前調整

翌日 21 日から建物被害認定調査第 1 次隊 16 名の派遣が開始されることを受け、午前中に資産税課を訪れ、一日の流れや職員の待機場所など、派遣職員の受け入れ態勢について調整を行いました。

また、被災者の迅速な生活再建を支援するため、長野市が発災後に導入した、建物被害認定調査の際などに使用する「被災者生活再建支援システム」について N T T 東日本から説明があり、資産税課職員とともに総括支援チームも参加しました。

＜被災者生活再建支援システムのイメージ図＞



システムの中身は、罹災状況の記録や証明書の発行、発行件数等の管理、被災者台帳の作成などを管理するものとなっていました。システム自体はかなり細かな設定が可能であり、地図情報、住基ネット情報などを活用することができる優れたものという印象でした。しかし、翌日から本市職員の派遣が始まるタイミングでの説明ということで、派遣職員による調査に間に合うかは不安が残りました。

ところで、本市において当該システムを導入しようとする場合には、発災してからでは導入の準備に一定の時間を要するほか、職員が操作に慣れていないことにより事務誤りの恐れもあることから、平時から運用方法まで検討した上で導入を決定することが望ましいと思われます。今回、本市派遣職員が当該システムを実際に操作する機会が得られたため、本経験を踏まえながら、被災者支援ワーキンググループ等において当該システムの導入について

事前に検討をしておくべきであると考えました。

(2) 派遣職員到着から建物被害認定調査開始

21 日 12 時 20 分頃、建物被害認定調査第 1 次隊が長野市役所に到着しました。

長野市財政部長からの激励を受け、その後、午後 1 時から副市長による激励式が行われました。激励式の後、資産税課から建物被害調査に関するガイダンスが開かれ、その中で N T T 東日本から被災者生活再建支援システムの操作説明も行われました。

22 日は朝から調査を開始する予定でしたが、午前中は大雨（土砂災害）及び洪水警報が発表されていることもあり、調査を中止し調査方法やタブレットの使用方法の再確認を行いました。

次第に天候が回復したため、12 時から調査を開始することが決定され、3 名体制（市民対応は長野市職員が行い、計測及び記録をその他 2 名で実施）で 11 班編成し調査を開始しました。

(3) 災害相談窓口の開設に向けた事前調整

罹災証明書の第 1 回発行が 10 月 28 日に迫る中、災害相談窓口を市役所及び支所に設置すべく関係部局が集まり事前調整を実施しました。

20 日の午前中は「関係部局から相談に対応できる職員を張り付けてほしい」、「市民から相談を受けるであろう内容を各部で検討しておいてほしい」など要望に関する内容や、「避難所内にも罹災証明の申請窓口を設けて対応したい」との意見が出ていました。

名古屋市も調整に参加する中で、窓口を設置すると住民からは様々な問い合わせを受ける認識を共有した上で、18 日時点で長野市に提供していた被災者支援施策一覧（三原市）を再度提供しました（加工しやすいように被災者支援窓口一覧をエクセルデータでも提供）。

午後には市役所、市内北部 1 か所（柳原支所）及び南部 1 か所（篠ノ井総合市民センター）の 3 か所に災害相談窓口を設置し、豊野支所でも開設する方向で認識を共有しました。また、相談チームを編成し、日程調整のうえ必要に応じ支所または避難所を巡回して相談に対応することも視野に入れ調整を行いました。

21 日には被災者の生活再建のために、災害救助法で対応できない冷蔵庫や洗濯機等の購入について、どのように対応できるのか教えてほしいと依頼があり、三原市役所担当者の連絡先を伝え、直接やり取りするよう伝えました。

22 日の災害対策本部会議では 21 日に引き続き、災害相談窓口に関する報

告がありましたが、変更点がいくつかあり、各部局内での調整状況や被災者の状況を考慮する様子が伺えました。

21 日会議資料	22 日会議資料
・本庁「市民交流スペース」に災害窓口を設置	・本庁「市民交流スペース」に災害窓口を設置
・市内北部（柳原・豊野支所）及び市内南部（篠ノ井総合市民センター）に災害相談窓口を設置	・市内北部（柳原・豊野支所）及び市内南部（篠ノ井総合市民センター・ <u>松代支所</u> ）に災害相談窓口を設置
・古里・松代支所に日替わりの災害相談窓口を設置	・古里に災害相談窓口を設置（ <u>土日及び祝祭日に限定</u> ）
【相談内容】 ・り災証明書の申請受付（資産税課） ・災害救助法に基づく住宅の応急修理の相談及び申請受付（建築指導課） ・公営住宅等の案内（住宅課） ・被災者生活再建支援制度の相談及び申請受付（福祉政策課）	【相談内容】 ・り災証明書の申請受付（資産税課） ・災害救助法に基づく住宅の応急修理の相談及び申請受付（建築指導課） ・公営住宅等の案内（住宅課） <u>※被災者生活再建支援制度の相談及び申請受付（福祉政策課）</u> <u>※長野市被災者生活再建支援制度（福祉政策課）</u> <u>※災害援護資金（福祉政策課）</u> <u>※については時期を遅らせて受付</u>

○災害相談窓口の様子



(4) 災害廃棄物の受入れ

22日の災害対策本部会議では、家庭から出た災害廃棄物の受入れ先が間もなく満杯になり、新たな受入れ先としてアクアパル千曲に変更する予定との口頭報告がありました。アクアパル千曲については、被害の大きかった地区から遠いこと（会議内では20kmとの発言あり）、途中に五輪大橋有料道路を通る必要がある（報告時点では災害廃棄物搬送の場合には無料になるとの話もあった）ことなどから、災害当初の調整段階では受入れ先として見送られたなど報告がありました。いずれにしても、市民側の災害廃棄物の処理、市側の受入れについては、非常に大きな問題になるという認識を持っておかなければなりません。

また、赤沼公園については市が指定する災害廃棄物の仮置き場ではないが、長沼地区等の市民が災害廃棄物を廃棄する場所として定着してしまっており、自衛隊による搬出も追いつかない状況だと報告がありました。実際に現場を確認してみると、非常に大量の災害廃棄物が廃棄されており、災害廃棄物を搬送する軽トラックが多く見られ、公園内の通路は雨の影響もあり非常にぬかるんでいました。当面は自衛隊による作業が続くと思われましたが、原状復帰は程遠い状況でありました。

発災後には、初期段階での仮置き場の指定や公園の封鎖などを想定しておかなければならないということがよくわかりました。初動対応を間違えれば大きな問題となる事項なので、改めて名古屋市に置き換えて検討することが必要です。

○10月22日の赤沼公園の状況



(5) 長野市の体制に関する課題

発災後一週間が経過し、多忙な状態が継続している部署がある一方、通常業務に戻っている職員も見受けられたことから、長野市のその後の災害対応体制について、危機管理防災監に今後の課題を情報提供しました（27 ページ「これまでの台風 19 号災害対応を踏まえた今後の課題について」）。本市においても今回の支援を終えて、事前に何ができるのかを考え体制の見直しや業務継続計画の見直しなどを行う必要があると感じました。

これまでの台風 19 号災害対応を踏まえた今後の課題について

今回の実際の災害対応については、地域防災計画を見直し、職員の災害対応に対する意識を変える機会となります。

災害対策本部会議で市長も言及されていましたが、一部の部署に業務が偏ることは限られた資源（人員、資器材、時間）を活用できていないことを意味しており、市民にとっても職員にとってもマイナスとなります。

発災後一週間が経過しましたが、落ち着いたタイミングで体制を確認し整理する必要があると考えます。当面の作業としては、具体的には次のような内容を想定しています。

- 1 これまでの実績を取りまとめ分析することにより業務の偏りを表面化させ、全庁で災害対応する体制にさらに移行することで、市民が今必要としている各種業務に必要な人員を投入する。
→各部局の災害対応体制状況、超過勤務時間等をまとめ、業務の偏りを分析する。
- 2 今回の災害対応を踏まえた今後の地域防災計画の見直しも想定し、各種課題を洗い出す。
 - ・ 地域防災計画上の各部局の任務と実際対応状況の整合を確認する。
 - ・ 地域防災計画に落とされていないような、業務の詳細についても併せて控えておく。
- 3 今後、災害対応が長期にわたることを想定し、職員の超過勤務状況や自宅や家族の被災状況を確認した上で、安全衛生上のフォローを行う。

5 終期の災害マネジメント総括支援チームによる支援（10/24～11/6）

（1）派遣職員の連絡調整

毎日朝の業務ミーティング前や終業後などに建物被害認定調査に従事する派遣職員に対して、宿泊や食事等の調整、健康状況の確認、その他業務状況等のヒアリングを実施しました。

そのヒアリングにおいて、長野市で調査の統率が取れず、一日の調査が早々に終わってしまい終業時刻まで待機時間となってしまうなど、派遣職員を活かしきれなかった状況に対し、派遣職員より不満の声もありました。

しかし、被災自治体も混乱した中で慣れない業務に従事しており、そのような状況は仕方のない部分もあり、今後は、被災地派遣における心構えとして、被災地の混乱した状況を理解し業務に当たらなくてはならないことを、派遣職員に事前に周知することが大事であると思われました。

また、今回の建物被害認定調査にあたり、1次隊は10月21日から29日（9日間）、二次隊は10月29日から11月6日（9日間）の派遣だったが、市民が被災している中、派遣期間中において週休日が設定され、休暇を取ることにに対して違和感を覚える職員もいました。今後は、週休日が不要な派遣期間を設定し、絶え間なく調査を行えるようスケジュールを考える必要もあるかもしれません。

（2）派遣業務（建物被害認定調査）に係る連絡調整

長野市資産税課に対して、建物被害認定調査の進捗状況を確認しながら、派遣職員の行う業務に係る連絡調整を実施しました。

「Ⅳ 建物被害認定調査の支援」で後述するとおり、今回の派遣では様々なトラブルにより、内閣府や長野県等の関係機関と調整が必要となりました。

（3）副市長の現場視察に係る対応（11/1）

被災から2週間程度経過し、連絡調整の業務が少し落ち着いた頃、本市の堀場副市長が、被災地の現状把握や本市派遣職員への激励等のため長野市の現地視察を行うこととなり、現地での案内を行いました。

今回、氾濫した千曲川沿いでは、被災者が本来の廃棄物収集場所ではない堤防沿いに災害廃棄物を投棄しており、本市環境局の派遣職員がパッカー車により収集を行っていました。また、災害廃棄物仮置き場では、大型の重機によって、浸水した家電や家具等の分別が行われており、現場で働く長野市職員からは、「災害廃棄物の分別を呼びかけないと、仮置き場での分別に時間がかかり、その後の処理に支障が出る」といった課題があることを聞きまし

た。

本市財政局の派遣職員が従事する建物被害認定調査の視察では、長野市職員とともに、「被災者生活再建支援システム」を導入したタブレット端末を活用し、被災者に丁寧にお声がけしながら、円滑に調査が行われていました。その他、長沼地区等の浸水被害の大きかった箇所や、市内で避難者の多い避難所である長沼小学校の体育館等の視察も行い、副市長とともに、名古屋市で同様の災害が発生した際に、適切に対応できるかしっかりと検討していく必要性を確認しました。

また、長野市役所では、長野市長らに表敬訪問を行いました。被害自治体の長と意見交換することにより、支援を必要とする業務や被災ニーズ等を聞き出すことができ、新たな支援の可能性を探ることに繋がります。

○堀場副市長の現場視察の様子



【コラム】LINE の災害時における効果的な活用

今回の支援では、コミュニケーションアプリ LINE（ライン）を活用し、派遣される職員内でグループトークを作り、アルバム機能などにより現地の被災状況や新聞記事等の情報共有がされたことで、被災地の最新情報が把握でき、途中から派遣される場合であっても、現地の具体的な状況をイメージして被災地へ支援に入ることができました。

元々、LINE は 2011 年 3 月の東日本大震災発生時にはまだ開発途中だったため、LINE 株式会社の社員一同、「こういうときにこそ、大切な人と連絡を取ることができるサービスが必要だ」と強く感じ、3 ヶ月後の 2011 年 6 月、大事なときの“ホットライン”としても使えるようにという想いを込めて、LINE が提供されるようになったそうです。

LINE は普段からスマートフォンを持つ多くの職員が利用しており、災害時に電話回線が繋がらなくなった状態でも、インターネット回線が繋がれば利用可能であり、職員同士の連絡手段や安否確認等に有効と思われます。



(参考) LINE 公式ブログ「災害時に役立つ LINE の活用方法」

<http://official-blog.line.me/ja/archives/54801265.html>

Ⅳ 建物被害認定調査の支援

1 建物被害認定調査の支援調整

10月16日（水）～17日（木）、総括支援チームの一員として財政局から建物被害認定調査に知見のある職員を2名派遣し、長野市役所財政部資産税課と従事内容等の調整をしたほか、調査対象地域を実地確認しました。

(1) 長野市との調整内容

ア 長野市の要請事項

罹災証明書を速やかに交付するため、建物被害認定調査を迅速に行う必要があり、長野市は家屋経験者16名の確保が可能なので、長野市職員とペアを組む調査員16名の派遣を要請したいとのこと。

イ 調査スケジュール

派遣期間については、建物被害の状況から、要調査棟数を約5,560棟見込んでいるため、それを踏まえ、10月21日（月）～11月6日（水）とされた。

なお、この期間で調査が間に合わないもの、また、罹災証明書交付後の再調査については、長野市職員で対応する。

日程	内容
10/15（火）	罹災証明書の交付申請の受付開始
10/17（木）～ 10/19（土）	長野市職員による調査開始 ・1チーム2名体制を6チーム編成 ・各チーム1日20件×3日間 ⇒ 360件
10/21（月）～ 11/6（水）	本市職員を加えた増員体制での調査開始 ・1チーム2名体制を16チーム編成 ・各チーム1日25件×13日間 ⇒ 5,200件
11/13（水）	罹災証明書の交付開始 ・発災から1月後を予定。ただし、建物被害認定調査の迅速化に努め、可能な限り前倒しを図る。 ・交付方法は、郵送又は罹災証明書発行窓口による手渡し（第一庁舎3階資産税課）

ウ 調査体制について

- ・原則2名1組とし、長野市職員と本市派遣職員でペアを組む。
- ・班編成は、建物被害認定調査経験者と未経験者のペアとし、調査対象に一部含まれる共同住宅等の非木造家屋については、家屋調査経験者同士で特殊班を編成する。
- ・内部事務を処理する要員を配置し、長野市職員8名（調査班2班毎に1名配置）がデータ入力等を行う。
- ・調査車両は、調査班2班につき1台が割り当てられる予定。

エ 調査拠点

長野市役所第一庁舎（長野駅から徒歩15分程度）3階の資産税課打合せスペースを調査拠点とし、調査班、処理班ともここで事務を行う。

オ 調査について

- ・木造及びプレハブ構造の建物の浸水被害による一次調査については、使用する調査票が2種類あるが、調査票A（外力による一定以上の損傷あり）を使用することとされた。
※ 調査票Aは、浸水深により判定するもので、外観から判定可能なことから、調査の迅速化が図られる。
- ・調査が終了した家屋については、調査済証（チラシ）を配付する。
外観から浸水深が把握できない等、所有者等への聞き取りが必要な場合は、担当部署に連絡してもらうよう不在票を配付する。
- ・調査結果は、原則としてその場で回答しない。
- ・調査対象には、非住家も含まれるが、罹災証明書の交付対象である住家を優先し、進捗状況等を踏まえ、非住家を調査対象とする。
- ・調査にあたって、様々な問合せ・相談を受けることが想定されるため、被災者支援策を一覧にしたチラシや困ったときに案内できる総合的な窓口の準備等を要請した。

2 罹災証明書の発行

(1) 発行開始日

10月28日（月）

(2) 交付方法

原則郵送による交付

(3) 交付状況（長野市災害対策本部情報：令和元年11月15日現在）

申請件数	交付件数	未交付件数	交付率（%）
3,397	3,361	36	99.0

【参考】住家以外の交付状況

申請件数：3,276件 交付件数：3,276件 交付率：100%

3 建物被害認定調査の概要

(1) 総務省及び指定都市市長会からの要請

総務省応援職員確保システム及び指定都市市長会行動計画に基づく対口支援が決定され、本市に対して支援の実施要請があった。

- ・決定日：令和元年10月14日（月）
- ・災害名：令和元年台風第19号（のちに令和元年東日本台風と命名）
- ・支援先：長野市

(2) 職員の派遣期間と人数

区分	日程	派遣期間	派遣人数
第1次派遣	10/21～10/29 (10/21発) (10/29帰)	9日間	16人
第2次派遣	10/29～11/6 (10/29発) (11/6帰)	9日間	16人

(3) 活動内容

ア 第1次派遣

日付	主なスケジュール
21日（月）	午前：移動（名古屋⇒長野） 午後：ガイダンス
22日（火）	午前：市役所で待機（大雨警報発令のため） 午後：家屋被害調査
23日（水）	家屋被害調査
24日（木）	家屋被害調査
25日（金）	休日
26日（土）	家屋被害調査
27日（日）	市役所で待機（調査方法に疑義が生じたため）
28日（月）	家屋被害調査
29日（火）	午前：家屋被害調査 午後：第2次派遣職員への引継ぎ 移動（長野⇒名古屋）

イ 第2次派遣

日付	主なスケジュール
29日（火）	午前：移動（名古屋⇒長野） 午後：第1次派遣職員からの引継ぎ ガイダンス
30日（水）	家屋被害調査
31日（木）	家屋被害調査
1日（金）	家屋被害調査 堀場副市長激励
2日（土）	市役所で内部作業
3日（日）	休日
4日（月）	家屋被害調査
5日（火）	午前：市役所で内部作業 午後：家屋被害調査
6日（水）	午前：家屋被害調査

	午後：移動（長野⇒名古屋）
--	---------------

ウ 1日の流れ（目安）

時間	内容等
7時00分	ホテルプラトン（千曲市） ↓ マイクロバス 長野市役所
8時30分	業務開始 （朝礼、調査準備） ↓ 公用車、レンタカー
10時00分	調査地域 （実地調査） ↓ 公用車、レンタカー
16時00分	長野市役所 （調査結果の整理、夕礼）
17時15分	業務終了 ↓ マイクロバス
18時30分	ホテルプラトン（千曲市）

エ 1棟当たりの調査時間

区分	時間
外観から浸水の高さが判定できるもの	5～10分
聞き取り等で浸水被害の有無を認定するもの	15分程度

オ 調査件数

「表 建物被害認定調査における調査棟数集計」のとおり

「建物被害認定調査における調査棟数集計」

	調査人員	班数	調査棟数		備考
			日次	累計	
10月22日（火）	33	11	130	912	人員：名16長13関東財務局4、1班当たり3人 ※警報発令中のため、12時から調査
10月23日（水）	42	21	373	1,285	人員：名16長22関4、1班当たり2人or3人
10月24日（木）	42	21	696	1,981	人員：名15長23関4、1班当たり2人 ※1班（名1長1）は内部事務
10月25日（金）	20	10	145	2,126	名古屋市休日
10月26日（土）	58	20	721	2,847	人員：名16長22関5他町等15、1班当たり2人or3人 うち1班は特殊班を編成
10月27日（日）					全班待機
10月28日（月）	56	20	494	3,341	人員：名16長30関0他町等10、1班当たり2人or3人 うち2班は特殊班を編成
10月29日（火）	60	22	547	3,888	人員：名16長27関6他町等11、1班当たり2人or3人 うち2班は特殊班を編成 ※名古屋は入れ替えのため午前のみ
10月30日（水）	60	21	557	4,445	人員：名16長関他町等、1班当たり3人 うち2班は特殊班を編成
10月31日（木）	51	17	450	4,904	人員：名16長関他町等、1班当たり3人 うち2班は特殊班を編成
11月1日（金）	47	16	247	5,151	人員：名16長18財務局7UR2他市町村4 1班3人体制、特殊班2班 ※特殊班のみ1班2名体制
11月2日（土）	4	2	—	5,151	人員：2班以外は内部調査
11月3日（日）					名古屋市休日、長野市職員も多くは休日
11月4日（月）	35	13	—	5,151	人員：名16長13長野財務4長野税務1名古屋税関1 1班3人体制、特殊班4班 ※特殊班のみ1班2名体制
11月5日（火）	40	13	—	5,151	人員：名16長13長野財務3長野税務2名古屋税関1 他市町村応援5、1班3人体制、特殊班4班
11月6日（水）					
合計	548	207	4,360	5,151	

4 調査の実施

(1) 調査対象

住家

※非住家は現地調査せず申請書に添付された写真で判定し、罹災証明書（住家以外）を発行。

(2) 調査地域等

発災後の調査に基づく長野市建設部河川課による浸水区域の推定に伴って、当該区域に所在する家屋を対象にローラー調査を実施した。

※土石流、地滑り、がけ崩れ等の土砂災害の報告はあったが、住家等への被害は確認できなかった。

(3) 調査手法

ア 被害認定基準

罹災証明の根拠となる家屋被害調査の認定は、「災害の被害認定基準について（内閣府）」に基づき行った。

※内閣府から災害救助法の住宅の応急修理の対象拡充に伴って、運用指針の取扱いを変更し、被害の程度が「半壊に至らない」（損害割合が20%未満）について、「一部損壊（準半壊）」（損害割合が10%以上20%未満）と「一部損壊」（損害割合が10%未満）の2つに区分する旨の事務連絡（令和元年10月14日付け）が発出された。

イ 被害認定調査

調査は、「住家被害認定調査票」を用いて「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づいて行った。

< 調査票 >

- ・水害 木造・プレハブ用第1次調査票A（外力による一定以上の損傷あり）
- ・水害 非木造用調査票1

※床上1.8m以上浸水したことが明らかな区域については、その四隅に立地する住家のサンプル調査で、当該区域内の住家全てを「全壊」と判定した。

調査対象地区：豊野・古里・長沼

調査件数：507件

ウ 被災者生活再建支援システム（NTT東日本）の導入

当該システムは、モバイルの利用が可能なため、タブレット端末を使って、現地で調査情報を入力した。

ただし、入力誤りが起きた場合のバックアップとして、紙の調査票への記録も行った。

※タブレット端末の活用

調査開始前に、最新の調査フォームをダウンロード（バージョンアップ）しておき、現地で調査した個々の情報は、クラウドシステムに保存（アップロード）した。修正が発生した場合は都度保存し直した。帰庁後、クラウドシステムからダウンロードしたデータと紙の調査票を突合し、登録内容の点検を行った。

また、タブレット端末にはLINEアプリがインストールされ、調査時の注意事項や警報発令に伴う帰庁指示等が配信された。

(4) 調査体制

ア 調査専従班

原則 2 人 1 組（長野市職員 1 名と応援職員 1 名）とし、毎日 20 班程度編成。

他団体からの応援職員が増えると 3 人 1 組で班を編成した。

名古屋市職員を含む応援職員については、木造・プレハブの住家を担当した。一部の長野市職員については、特殊班として 3 階建以上の住家及び非木造を担当した。調査の進捗状況等により随時体制の見直しが図られた。

イ 内部処理班

被災者生活再建支援システムの導入に伴って、帰庁後の調査票の入力が不要となったため、当初予定していた専用職員の配置を止めた。そのため、長野市資産税課の職員が、帰庁後、入力内容の点検を行っていた。

ウ 調査拠点

長野市役所第一庁舎3階 資産税課打合せスペース

(5) 調査の中断

水害による被害のあった木造・プレハブについて、当初は、外観のみ

で判断可能な調査票 A（外力による被害のあるもの）を使用していたが、調査に目途の付き始めた10月27日になって、長野県から浸水エリア全域に外力による被害があるとは考えにくいため、調査票 A と調査票 B を使い分けるべきではとの指摘があった。長野市は、堤防の決壊及び河川の氾濫で全域に外力による被害があると主張したが聞き入れられなかったため、全班の調査を中断した。

折よく内閣府の防災担当職員が須坂市を訪れていたことから、長野市にも寄ってもらい、被害状況を説明したところ、調査票 A を使って差し支えない旨の回答を得たため、継続して調査票 A を使用することとした。

(6) 実地調査

ア 調査の主な流れ

- ①家主への声掛け
 - ②外観から浸水深を計測
 - ③調査票の記入、タブレットの入力
 - ④敷地内に母屋以外の家屋がないかを確認（別棟家屋がある場合は、調査票の裏面に記入）
 - ⑤写真撮影
 - ⑥家屋異動判読図にマーク
 - ⑦調査済票、お知らせ等の配布（不在の場合は、郵便箱に投函）
- ※事前に地区ごとの物件一覧表を作成し、調査を行う前に敷地内に存在する家屋状況を確認していた。

イ 調査票の記入方法

表面には、物件番号と調査票番号を記入し、母屋の被害判定を記入した。

また、減免適用のため、裏面には敷地内に存在する別棟家屋の被害判定を記入した。

ウ 調査の装備等

調査には公用車又はレンタカーを使用した。当初は2班1台体制であったが、途中から1班1台体制に変更された。

エ 調査済証の交付

調査が終了した家屋については、調査済証（チラシ）を配付又は投

函した。

オ 不在票の交付

外観から浸水深が把握できない等、聞き取りが必要な場合は、担当部署に連絡してもらうよう不在票を配付した。

カ 調査結果の回答

調査結果はその場で回答しなかった。

キ 調査時に市民から質問されたこと等

- ・半壊や床下浸水でも支援を受けられるのか。
- ・動産についてどのような支援があるのか。
- ・罹災証明書は本人でないと発行できないか。
- ・罹災証明書はいつから発行されるのか。
- ・母屋以外の家屋について、罹災証明書は発行されるのか。
- ・災害ゴミの回収はいつになるのか。
- ・他市町村は依頼すれば石灰を撒いてもらえるそうだが、長野市では行っていないのか。
- ・河川管理は市で行っているのか。
- ・何度も洪水を起こしているのに対策は行っているのか。

5 今回の調査に従事した職員の感想等

(1) 良かった点

- ・長野市職員が責任を持って市民との折衝を行っていた。
- ・応援職員が多かったため、短い期間で調査の目途が付いた。
- ・エリア判定を行ったため、豊野・長沼・古里地区の調査を早く終えられた。
- ・名古屋市側の意見も参考に体制を整えてもらえた部分があった（班編成や車の確保等）。
- ・長野市民から被災した話を聞くことができて勉強になった。
- ・タブレットによる調査は、写真撮影を端末で行えることや内部処理（調査票からシステムへのデータ入力）も効率良く行うことが可能で大変有効であった。
- ・タブレットに関係部署等の情報があったため、現地で確認できたので良かった。

- ・防水、防塵、耐衝撃のタブレットが導入されており、雨の日でも効率良く調査を行なえた。
- ・タブレットに導入されているLINEを連絡手段として使用していたため、グループ間で情報共有が行いやすかった。
- ・罹災証明書を郵送で交付したため、市民の負担が軽減していたように思えた。
- ・調査済証にQRコードが印字されており、罹災証明書を再発行する場合には手間が少ないと感じた。
- ・調査用のカバンが配布され、重宝した。

(2) 悪かった点

ア 体制等について

- ・職員間の縦横の連携において、不足している部分があり、情報錯綜が起きていた。
- ・資産税課が調査業務で忙しくする一方、他課は通常業務を行っていて、庁内での協力体制不足を感じた。
- ・全体統率が図れておらず、応援職員を生かしきれていなかった。
- ・指揮命令系統が混乱していた。
- ・発災後、誰が何をどのようにするのか決まっていなかった。
- ・長野市職員がほとんど休みを取れておらず、途中で過労により出勤できなくなる職員がいた。
- ・大雨警報が発令されている時に、長野市職員は家屋被害調査を行っていた。

イ 調査について

- ・帰庁は午後4時であったが、調査時間を確保するため、もう少し帰庁時間を遅らせても良かった。
- ・当日持参した調査件数が少なく、途中で帰庁せざるを得なかった。
- ・他の調査班と調査エリアが被ることがあり、現地で混乱した。
- ・地番順台帳（地番順リスト）を現地で確認していたため調査効率が悪かった。
- ・班編成されたものの、ペアとなる長野市職員が内部事務に追われ調査に行けない班があった。
- ・班編成に問題点が散見（入庁1年目同士でペアを組む等）された。
- ・班によっては、毎日メンバーが変わったため作業効率が上がらなかった。

った。

- ・朝礼ミーティングで不要な確認事項が多く、時間を要した。
- ・使用する調査票が A 票なのか B 票なのかで県と見解の相違が発生し、調査が丸一日中断した。
- ・全班を帰庁させたにも関わらず、経緯等の説明もなく待機となり、時間がもったいなかった。
- ・罹災証明書発行のQ&Aがあると良かった。

ウ 被災者生活再建支援システム及び調査票について

- ・タブレットに格納されている地図データが古い。
- ・タブレット端末の充電が持つか心配である。
- ・初日の研修でタブレットの使い方について、長野市と業者（NTT）で説明が異なる部分があった。
- ・導入されて間もなかったため、十分に使いこなせなかった。
- ・調査データを送信する際に、調査票番号が重複してしまうと前に送信したデータが上書きされてしまう。
- ・調査票について、紙とタブレットの併用が手間であり、どちらかに統一すれば、帰庁後の突合作業は不要であった。
- ・調査票の記載事項が統一（物件番号を事前に記入する等）されていない。

(3) その他気付いた点

- ・まずは自身が被災しないことが大切。日頃から防災意識を高めて身の回りに気を付けておく必要があると感じた。
- ・休みはもちろん、食事についても疎かにされがちだが、日々の活力になるためしっかりとした食事を取る必要がある。

6 本市における課題、要望等

(1) 体制について

- ・調査体制について、本市でも長野市のようになりかねないため、予め定めておかないといけない。しかし、この統率が最も難しいため臨機応変に対応出来るように統率を図る職員は多く決めておくといった様々なパターンを想定しておく必要がある。
- ・指揮命令系統が混乱するなかでも、罹災証明書を早い段階で発行できたのは、応援職員の協力があったからで、発災時には応援職員を呼ぶ

方が良い。ただし、応援職員に行ってもらふ業務をあらかじめ定めておく必要がある。

- ・大雨警報発令時のような二次災害を招く可能性のある場合は、調査を中断するかどうか具体的に決めておく必要がある（現場で班員にすべての判断を任せるのは危険な場合がある）。

(2) 調査について

ア 水害の場合の留意事項

- ・越流や堤防決壊による水害は、面的に建物が被災するため、およその浸水エリアを把握しておくことは、その後の調査計画の策定や調査の効率化のために重要だと考えられる。エリアの把握については、ドローンや航空写真を利用することや職員が確認を行うなど浸水エリアを絞っていくことが必要になってくる。
- ・水害における住家の家屋被害については、基本なんらかの外力による損傷があると考えて今回のように第一次調査はA票に統一した方が良い。その方が迅速に罹災状況を確認でき、「罹災証明書」の発行という被災者の生活再建支援を速やかに行うことが可能である。

イ 管理・運営

- ・災害対応時には多くのストレスが職員にかかるため、週に一度は休みを取れるような体制作りが必要である。
- ・朝礼後にその日に行う調査のエリアや件数の割振りを行っていたこともあったため、内部処理班が翌日の調査計画を決めておく必要がある。
- ・支援金のことは調査時に聞かれることが多く、法律上の支援金と県などが追加的に支給するものとは異なるケースがあり、調査時に誤ったことを伝えるとトラブルになる可能性もあるため、その都度ミーティング等で確認しておくことが必要。

ウ 班編成

- ・調査専従班と内部処理班をあらかじめ決めておく必要がある。今回の長野市のように内部処理を時間外に行うやり方は職員の負担が大きい。現状名古屋市では、調査班員数の20%は内部処理班に充てることになっているが、この体制は維持し必要に応じて内部処理班の人数を増やすことが必要である。

- ・現状は2人1班体制とする予定ではあるが、状況によっては3人1班体制にする等臨機応変に対応できる方が良い。
- ・班員はできるだけ固定しておいた方が良い。

エ 装備品等

- ・被災地で安全靴を使用しているが、長靴も用意した方が良い。
- ・雨の日に調査票が濡れないようにビニール袋を用意する等対策を講じる必要がある。タブレットのみで調査する場合は、防水、耐衝撃のものを用意する必要がある。
- ・昼食や休憩等にも利用できるため、車は1班1台用意できると良い。
- ・被害調査に向かう際には、事前に何か所か駐車スペースを指定しておかないと、名古屋市のような都市部では駐車スペースを探すのは難しい場面も多い。駐車スペースが確保出来ない場所については、自転車で調査に向かうことも考慮する必要がある。

(3) 被災者生活再建支援システム

- ・タブレットの導入は便利な点が多い反面、地震等で大規模停電が発生した場合に電源をどこから得るかを考えておかなければいけない。停電が復旧するまでは、紙の調査票を使用することも考慮する必要がある。また、調査中にタブレットの充電が無くなることも考えられるので、モバイルバッテリーを用意する必要がある。
- ・支給された携帯電話よりも LINE の方が連絡を取りやすいため、タブレットを導入するのであれば LINE を使用することも検討するべきだと感じる。
- ・調査時には様々な質問をされるので、Q&A を紙で作るかタブレットを導入する場合は、タブレット内にデータを保存しておくのが望ましい。
- ・本市においてタブレット端末を導入する場合は、平時から研修等でタブレット操作に慣れる機会を用意する必要がある。

(4) その他

- ・今回の派遣を通じて、改めて家屋評価経験が被害認定に必要であるとは感じなかった。外観での認定の場合は、被害状況をデジカメで撮影したり、浸水深をスケールで測ったりすることが重要な責務であることから、どの職員でも行うことができる。
- ・家屋被害調査に従事する職員には、家屋経験という枠にとらわれず、

戦力を一人でも多く揃えておくため、今後も他課からの選出を検討して欲しい。

V 本市が行った各種支援概要（長野県長野市以外の支援を含む。）

(1) 情報収集・連絡調整（防災危機管理局）

派遣人数：3名

派遣先：長野県

派遣期間：10月14日（月）

活動内容：被災地における情報収集
現地との調整・協議等

派遣枠組：指定都市市長会行動計画

(2) 災害マネジメントの総括的支援（防災危機管理局、財政局）

派遣人数：24名

派遣先：長野県長野市

派遣期間：10月15日（火）～10月28日（月）

派遣枠組：指定都市市長会行動計画（被災市区町村応援職員確保システム）

(3) 支援業務の調整（防災危機管理局）

派遣人数：14名

派遣先：長野県長野市

派遣期間：10月29日（火）～11月6日（水）

活動内容：被災地における支援業務の調整等

派遣枠組：指定都市市長会行動計画（被災市区町村応援職員確保システム）

(4) 建物被害認定調査（財政局）

派遣人数：32名

派遣先：長野県長野市

派遣体制：（第1次）10月21日（月）～10月29日（火） 16名

（第2次）10月29日（火）～11月6日（水） 16名

派遣枠組：指定都市市長会行動計画（被災市区町村応援職員確保システム）

(5) 災害廃棄物仮置場の管理・運営（環境局）

派遣人数：4名

派遣先：長野県長野市

派遣体制：（第1次）10月17日（木）～10月24日（木） 2名

（第2次）10月24日（木）～10月31日（木） 2名

派遣枠組：環境省からの要請

(6) 災害ごみの収集（環境局）

派遣人数：75 名

派遣車両：6 両

派遣先：長野県長野市

派遣体制：（連絡調整）10 月 17 日（木）～10 月 18 日（金） 2 名
（第 1 次）10 月 21 日（月）～10 月 28 日（月） 18 名
（第 2 次）10 月 28 日（月）～11 月 4 日（月） 17 名
（第 3 次）11 月 4 日（月）～11 月 11 日（月） 17 名
（第 4 次）11 月 11 日（月）～11 月 18 日（月） 17 名
※故障による車両入替：11 月 7 日（木） 2 名
11 月 8 日（金） 2 名

派遣枠組：環境省からの要請

(7) 災害廃棄物広域処理調整等業務（環境局）

派遣人数：2 名

派遣先：長野県長野市

派遣体制：11 月 4 日（月）～11 月 8 日（金） 2 名

派遣枠組：環境省からの要請

(8) 被災者の健康相談等（健康福祉局）

派遣人数：保健師 4 名、業務調整担当 4 名

派遣先：福島県いわき市

派遣体制：（第 1 次）10 月 22 日（火）～10 月 28 日（月） 4 名
（第 2 次）10 月 28 日（月）～11 月 1 日（金） 4 名

活動内容：被災家庭の健康調査及び健康相談、
感染症予防のための衛生指導

派遣枠組：厚生労働省からの要請

(9) 市営住宅等の提供（住宅都市局）

入居期間：6 ヶ月以内（当初許可日から 1 年間を限度として更新可能）

使用料：無償（駐車場使用料、水道光熱費等は入居者負担）

受付住宅：市営住宅 30 戸、名古屋市住宅供給公社賃貸住宅 3 戸

受付日時：10 月 18 日（金）～令和 2 年 3 月 31 日（火）（受付終了）

支援枠組：国土交通省からの要請

実績：0 戸

(10) 緊急消防援助隊（消防局）

派遣人数：6 名（航空小隊 1 隊）

派遣先：長野県長野市

派遣期間：10 月 13 日（日）～10 月 14 日（月）

派遣枠組：消防組織法 消防庁長官からの出動の指示

(11) 災害見舞金の贈呈について（健康福祉局）

贈 呈 先：茨城県、長野県、長野市

贈呈金額：各 50 万円

贈 呈 日：茨城県 11 月 20 日（水曜日）

長野県 11 月 18 日（月曜日）

長野市 11 月 20 日（水曜日）

※各県、市の東京事務所にて目録を贈呈

【本市の派遣職員数】

最大 62 名 （10 月 28 日(月)）	累計 168 名
------------------------	----------

※令和元年 11 月 18 日までの実績（複数回派遣された職員については、複数回の派遣として計上している。）

○災害マネジメントの総括的支援の活動状況

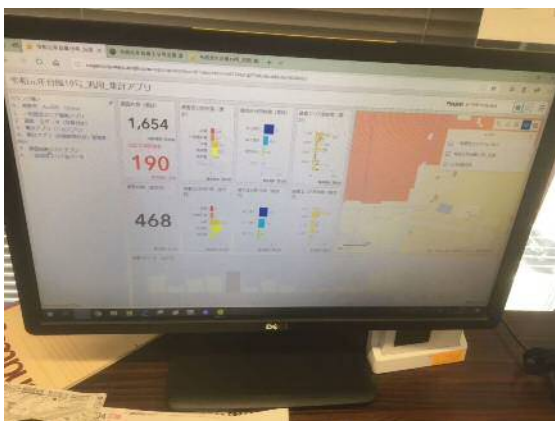


	0:00	0:10	0:20	0:30	0:40	0:50	1:00	1:10	1:20	1:30	1:40	1:50	2:00	2:10	2:20	2:30	2:40	2:50	3:00
徳島小	12	41	93	21	93	107	104	89	15	60	59	59							
豊前東小	5	52	80	18	31	40	24	28	15	12	12	12	20						
長門小	11	8	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
下小	5	5	11	4	1	7	7	0	0	0	0	0	0						
岩手小	2	4	4	8	5	2	5	5	5	5	5	5	4						
豊前小	7	7	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0						
常陸小	9	7	7	7	7	98	117	121	121	127	127	127	16						
徳島小	15	18	17	17	17	13	17	17	17	17	17	17	17	0					
東京小	100	75	68	55	70	60	48	48	48	32	24	24	27						
豊前小	220	220	220	220	220	220	220	220	220	220	220	220	220						
豊前西小	12	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60						
豊前小	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25						
豊前小	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200						
豊前小	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4						
豊前小	7	15	7																

○指定避難所の状況



○建物被害認定調査



○災害廃棄物の収集



(12) 土砂混じりがれき処理等・公費解体のための調査（緑政土木局）

派遣人数：1名

派遣先：長野県長野市

派遣期間：令和元年12月9日～令和2年3月31日

派遣枠組：長野県からの要請（地方自治法第252条の17に基づく職員派遣）

(13) 公費解体のための調査（住宅都市局）

派遣人数：3名

派遣先：長野県長野市

派遣期間	派遣人数
令和2年1月20日～1月31日	1
令和2年1月20日～1月24日	1
令和2年1月27日～1月31日	1

派遣枠組：長野市からの要請（地方自治法第252条の17に基づく職員派遣）

VI 災害時の応援と受援

1 応援と受援

(1) はじめに

この記録集で取り上げている令和元年東日本台風にとどまらず、平成 30 年 7 月豪雨での広島県三原市への支援、平成 28 年熊本地震での熊本市支援でも、本市は総務省や指定都市市長会のスキームに従って、被災自治体に職員を派遣して支援活動を行ってきました。

一方で、本市が大規模災害で被害を受け、他自治体から支援をいただいたことは、幸いにもこれまでにはありません。

しかし、今後 30 年で 70%～80%の確率で起こると言われる南海トラフ地震や、大型台風など局地的な集中豪雨など、近年激甚化している風水害によって、本市もいつ大規模災害に見舞われるかは分かりません。もしも明日、南海トラフ地震が発生し、本市だけではとうてい対応できないほどの人的・物的被害が発生したら・・・。

本市が大規模災害により甚大な被害を受けた場合、本市が持つマンパワーや資源だけでは、初動時から迅速な災害対応をとることができないことが想定されます。平時から、国や他自治体等から迅速かつ的確な支援を受け入れ活用することができるよう、本市でも受援体制を整備しておくことが近年の大きな課題となっていました。

そこで、本市では、大規模災害時において本市単独での対応が困難な場合に、国や他自治体等からの人的・物的支援を円滑に受け入れる受援体制を整備するために、平成 30 年 3 月に「名古屋市大規模災害時受援計画」を策定しました。

(2) 「名古屋市大規模災害時受援計画」

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震において、国、本市も含めた地方公共団体をはじめ、企業、ボランティア団体等により、様々な支援が行われました。しかし、被災自治体において広域的な受援についての具体的な計画が策定されていなかったことや、県と市町村の役割分担が不明瞭であったことから、応援の受入現場では多くの混乱が起きていました。熊本地震で明らかになったこれらの課題を踏まえて、国は、平成 29 年 3 月に「地方公共団体のた

めの災害時受援体制に関するガイドライン」を取りまとめました。

このガイドラインを踏まえて、本市でも平成30年3月に受援計画を策定したものです。

この計画は、名古屋市地域防災計画における応援要請や救援物資の受入を具体化した下位計画として位置づけられます。また、名古屋市業務継続計画【震災編】で選定した非常時優先業務の実施に必要な人的資源について、外部からの応援を受け入れる計画となります。

(3) 「受援」は「応援」の裏返し

冒頭で述べたように、本市では受援の経験はありません。しかし、この受援計画を策定するにあたっては、被災地で実際に起こった問題や、本市が被災地を支援した経験を分析し、そこから得られた教訓を活用することができました。

立場を変えてみれば、被災自治体を「応援」することは、本市が被災して「受援」することの裏返しなのです。

たとえば、本市の受援計画の中で掲げた受援対象業務の選定にあたっては、非常時優先業務のうち、熊本地震で熊本市が応援を受けた業務や本市が支援した業務も参考にしました。具体的には、受援対象業務のうち、「避難所の管理組織の整備・管理運営」、「建物被害認定調査」、「緊急物資集配拠点の設置・運営」は、本市が熊本市に対して支援した業務です。

熊本地震での支援経験や、その教訓も反映した受援計画は、平成30年7月豪雨での三原市支援や今回の長野市支援でも被災直後から活用され、被災自治体の災害対策本部への助言により、緊急物資の仕分け・配送に係る民間業者への委託の活用や、被災直後の迅速な建物被害認定調査の開始などを実現することができたと考えています。

今後も、支援したことをご縁として、熊本市、三原市、長野市と情報交換・ヒアリングができる関係を維持しながら、被災地での課題を本市が受援する立場になった際の教訓とし、本市の受援体制のさらなる強化に生かしていかなければなりません。

また、受援以外にも、被災地から得られた教訓は、職員の災害対応力の強化や地域防災力の向上にも活用していきます。

皆さんにも、これを機に、ぜひ「名古屋市大規模災害時受援計画」にも目を通していただければ幸いです。

2 長野市との座談会

日時：令和2年1月24日

会場：長野市役所災害対策本部室



=長野市



=名古屋市

—本日は座談会のお時間をいただきありがとうございます。

今回の座談会は令和元年東日本台風にかかる災害支援の受援側と応援側という立場で令和元年東日本台風を振り返ることにより、課題を再確認し、将来被災した際の糧にしたいというものです。

早速ですが、10月12日に台風19号が発生してからの長野市内の被害状況や具体的なエピソードなどあればお願いします。



まず当初、大型の台風が来る、ということは重々、報道と気象台等からわかっていましたが、堤防が決壊するとは誰も思えなかったんです。

そして、堤防付近に設置されたライブカメラの一つが消えたんですね。その瞬間、「あれ、これもしかしたら」と。当然、現地に近づくことはできませんし、「決壊していなければいいな」という、そういう祈る気持ちになっていたことは確かですね。



やはり、そのライブカメラの映像が消えてからというのはその状況の把握はできなかったということでしょうか。



把握はできません。

実際、国の地区の河川事務所とも色々連絡は取り合っていたんですが、ライブカメラが倒れて映像が消えたという情報もなく、当然、堤防が決壊したなんて情報もなかったです。

長沼支所という長野市役所の支所があるんですけど、その支所の近くの水位計の情報が避難判断水位になった時点で、もう支所の職員も避難してくれ、となりました。

だから、支所の職員はうちの方からそういう話をした時は、後ろ髪を引かれる思いで撤退した、と言っていましたね。避難誘導があっても避難しない人が

いるという話も支所の職員は聞いていたものですから、もしかしたら、まだ支所管内に住民はいるだろうという思いはあったようです。

越水後に、長沼支所の職員も近くに自宅があって、その自宅の2階で避難していた住民と携帯電話でやり取りしていたら、2階まで水が来ているよ、という情報が入ったんですね。これは相当な量の水がきているだろうということで、その段階でエリアメールだとか、市長自らの防災無線を放送したんですよね。そのような流れで市長自らの声で放送したものですから、それを聞いた住民達はこれは本当にただ事じゃないぞ、と。それで避難を始めた、という方も大勢いたという話でしたね。

⑧ 当時の災害対策本部室の状況というものは、どうだったのでしょうか？

⑨ 前年度からいた職員が「次はこれ、次はこれ」と段取りよく動いていて、私からみてもすごいな、と思うくらいの対応の早さでした。

ただ、雨量計を見ていて、何時間後の水位が上がってくるというような情報を見るなどして、避難指示とかを出していくんですけども、今は3時間後の予想の水位計の情報しかいただけていないので、6時間後とかの予測みたいなものがあれば、自治体とすると、避難勧告・避難指示等の判断にもなるかな、と思いました。

千曲川の上流で雨の量が今回多かったですから、それが5時間後、6時間後にこちらまで来て、急激に水位が上がりました。実際、決壊した時には長野市内はほとんど雨は降っていなかったということです。

⑧ 災害対策本部としては、経験のある職員の方たちが円滑に災害対応は出来ていたけれど、今おっしゃられたように、「もう少し先まで予測ができていたら」とか、冒頭にありました、「ライブカメラが倒れなかったら」、そういったことが今後の課題ということですね。

そして、被災をしてから、結果的に名古屋市が対口支援に入ることとなりましたが、その際、庁内で何か意見があったのか、庁内コンセンサスはすぐに得られましたか？

⑨ うちの方とすれば、マンパワーの確保最優先と考えていましたので、市長と副市長と防災監で協議をし、総務省のシステムにより名古屋市の支援を受けたい、という意味決定をしました。

⑧ いざ、名古屋市が対口支援として入ることになり、受援側からすると、総括支援チームの役割はどうだったのか、支援の内容や成果はどうだったのか、また、正直なところもっとういっただけをしてもらえると良かったなど、もし今後再度被災した際に総括支援チームに望む支援内容があれば教えて下さい。

⑨ 総括支援チームの皆様には長野市が行っている状況を確認いただきながら、何が長野市に足りないのかを見ていただいて、先進地の資料をご提供いただくなどのご支援をいただき、助かりました。

名古屋市からいただいた「今後の課題について」という資料を職員課へ回し、職員課の方で、超過勤務の時間表を見て偏りを減らしたり、毎日入れ代わり立ち代わり各課から災害対策本部へ応援の人材を集めてくれました。そういう意味ではアドバイスは参考になりました。

一名名古屋市からも応援側の成果として、または苦慮した点があればお願いします。

⑩ 明らかに一つの成果として言えるのは、初めて災害の総括支援チームというものを派遣させていただき、災害対策本部の幹部の方にお話を伺いながら、災害対策本部の運営方法だとか、災害対応、必要な支援に関しての連絡調整といったことを経験させていただいた。これが実績としての一つの成果かな、と思っています。

名古屋市はこれまで東日本大震災の時に岩手県陸前高田市を、あとは熊本地震や西日本豪雨の際に支援をさせていただいたのですが、実際これまでの支援の経験が今回の長野市支援で少し活かすことができたんじゃないかなと。その時その時にやらなければいけないことを総括支援として即座に考えをまとめ、意見を述べる事が出来た、総括支援チームが右往左往することがなかった、というのも一つの成果かな、と思っています。

あとは調査をするときのツールというもので、非常に名古屋市として勉強させていただいたところなんです、被災者生活再建支援システム、NTT 東日本のタブレットが非常に効果的でした。このタブレットの有用性がわかり、是非名古屋市の災害対策に活用できたらと思っています。

総論になりますけども、幸運なことに名古屋市ではここ最近では大きな災害が起きていません。大きな災害を経験していないという職員が非常に多いものですから、長野市に派遣させていただいて、災害の現場の過酷さ、被災者生活の辛さ、災害対応に関して我が事感を持って取り組まなければいけないという災害への備えの意識がものすごく高まったといったところが、今回職員を派遣

させていただかなければ得られないものでした。

苦慮したところは、成果の裏返しなんですが、派遣をするときには調整事が非常にたくさんあります。庁内で何人が出せるのか、また、対口支援をしていく上で何人必要なのか、様々な部署と調整をするのに、手間取った、苦慮した点だと思っております。

一名古屋市は近年では幸いなことに大きな災害が起こっていないのですが、ご存じのように、南海トラフ巨大地震がかなり高い確率で予想されております。明日は我が身ではないですけど、今回長野市が支援を受ける側として学んだ事、出来た事、出来なかった事も合わせて、支援を受ける側としてやっておくべき事、事前に準備しておくべき事があれば教えて下さい。

縁 まず、計画やマニュアルを作っておくことの重要性がわかりました。また、長野市でも長野県に準拠して今年から受援計画を作成する予定でしたが、発災時はまだできていませんでした。受援計画ができていたら、よりスムーズな対応ができていたかもしれません。

名古屋市への助言というところでは、避難所の受入体制ですね。避難勧告・避難指示を出していたにもかかわらず、運営スタッフが確保できていなくて、避難所を開けるのに時間がかかってしまったり、避難所の受入可能人数や駐車場の有無、それに繋がる車の渋滞だとかそういったところも計画した避難所の在り方を考える必要があるかと思います。また、避難所での食事や避難所を閉めるタイミングなど、出来るだけ細かなところまで計画に落とし込んでいるとより役立つものになるのではないかと思います。

一報道を見ていると、災害廃棄物の関係が難しいところであったと思うのですが、事前に何が足りなかったか、対応状況でどうしておくべきだったか、ということはあるですか？

縁 市としては仮置き場とかは考えていたんですが、圧倒的に用意していた量が足りなかったです。また、場所も様々なところに用意し、その地域ごとの仮置き場と行政としてある程度ためておく仮置き場というところまでの計画がないと、計画通りにはいかないと感じました。

八 名古屋市にも計画はあります。ただ、受援計画は一昨年作成し、そのタイミングで災害応急対策のオープンスペース利用計画も作りました。

計画は作りましたが、利用調整という点では課題があります。災害の大きさ

によって、オープンスペース一時避難場所や災害廃棄物置き場、仮設住宅のための土地など、実際にその土地が何に使われるか、その利用調整が一番難しいと思います。この利用調整は名古屋市は一度もやったことがないので、やはりこれが非常に大きな課題なんじゃないかなと思います。

—まだまだ話し足りないこともあるかと思いますが、予定の時間を過ぎてしまっていますので、ここで締めさせていただきます。

今回の対口支援をきっかけに両市の関係性が強くなり、同じ中部ブロックということもありますので、末永い交流が続いていけばと思っております。

本日は両市とも大変お忙しい中お時間をいただきありがとうございました。

○座談会の様子



3 報告・意見交換会

(1) 市長への活動報告（11月15日）

職員の短期派遣による長野市支援が落ち着いた11月15日、河村市長への活動報告を行った。

報告者

総括支援チーム 防災危機管理局主幹 只井 誠

建物被害認定調査 財政局固定資産税課土地係長 丸寶 英二

ささしま市税事務所固定資産税課主査 吉田 昌央

総括支援チームからは、台風被害の概要、特に千曲川の決壊の状況を説明し、被災者が各種申請や相談をワンストップで行うための総合的な「災害支援窓口」を市役所や支所に設置し、それを市ウェブサイトで積極的に広報するよう助言したことなどを報告しました。「支援する我々としても、災害対応について学ぶ機会となった」という報告に、河村市長も頷いていました。

建物被害認定調査の支援については、活動の概要、調査方法や調査件数など概要を説明し、調査に活用したタブレットが有効であったとの報告もありました。「調査で地域を回っている際に、被災した住民から感謝の言葉をいただいた」と言う報告には、河村市長も喜んでいました。

河村市長からは、それぞれの支援活動に対するねぎらいの言葉をいただきくとともに、「今回の支援で得た経験やそこから得られた課題と教訓を、今後の支援だけでなく、本市が被災した際の災害対応にも活かせるよう、市民のために日頃から準備をしてほしい」という激励をいただきました。

(2) 愛知県との意見交換会（12月23日）

今回、愛知県防災安全局と本市防災危機管理局とで、令和元年東日本台風に伴う職員派遣に係る意見交換会を実施しました。これは、今回の台風被害に際して、栃木市を支援した愛知県と長野市を支援した本市が、職員派遣や被災地支援について情報共有し、より円滑な被災地支援に活かすとともに、愛知県や本市が同時に被災した際の支援の受け入れ体制及び県市の連携について想定し、認識を共有することを目的に、初めて実施したものです。

愛知県は、10月15日から11月13日まで、総務省応援職員確保システムに基づいて栃木市に総括支援チームを派遣しました。

総括支援チームの主な支援内容は、以下のとおり。

○組織体制への助言

・連絡会議の開催

市長始め各部局の長で構成する連絡会議を毎日開催するよう助言。

- ・市役所内の応援体制の構築

まずは市役所内での応援によって職員を確保し、不足分を栃木県や愛知県から確保するといった応援体制の構築について助言。

また、対口支援としての主な支援内容は以下のとおりでした。

○住家の被害認定調査の支援

- ・調査方法や調査体制、スケジュールへの助言

調査班の班数や人員の確保、進捗管理を市担当課と調整。

- ・愛知県内市町村からの調査員の派遣

調査に従事可能な愛知県内市町村職員を調査員として派遣し、愛知県としては市町村職員の労務管理、宿泊場所の確保、調査前の研修等を実施。

本市からは、本市に対しては応援職員確保システムと連動して指定都市市長会行動計画も適用されることについて説明した上で、指定都市市長会行動計画の概要、応援職員確保システムとの共通点や相違点などについて説明しました。次に、長野県庁へのリエゾン派遣並びに長野市への総括支援チーム及び対口支援の派遣について時系列に沿って説明し、主な支援内容を共有しました。

最後に、愛知県全域や本市が大規模災害で被災し、県内市町村同士や中部ブロック内だけでは応援が不足する場合に、本市が支援を受ける側、つまり「受援」する側に回った場合を想定して、意見交換を行いました。

まず、今回本市が長野県庁にリエゾンを派遣したように、指定都市市長会行動計画に基づいて愛知県庁に指定都市からリエゾンが派遣されることが想定されます。さらに、本市をはじめとした県内被災市町村に、応援職員確保システムに基づき都道府県や指定都市が総括支援チーム及び対口支援を派遣することが想定されることを、愛知県と共有しました。

そこで、「被災市町村から県にいち早く上げてほしい情報は何か」を本市から愛知県に質問したところ、「必要な支援のニーズ、たとえば支援業務の種類や支援の規模などを、できる限り迅速かつ的確に伝えてもらいたい」との回答がありました。

それを踏まえ、本市としては、被災直後から迅速に被災状況を把握するための情報収集体制を整えること、被災時に受援すべき対象業務をあらかじめ定めた計画を策定し被災時に円滑に運用する必要があることが、改めて認識されました。

4 長野市からの寄稿

長野市では、10月12日の豪雨により千曲川の越水、翌日には千曲川堤防が決壊となり、流域の市北部 934ha、市南部 607ha が浸水する甚大な被害を受けました。

テレビでは2階のベランダからヘリコプターに向かって助けを求める人や新幹線基地の車両が水没するなど、被災映像が次々に映し出されました。

発災当日、我々は早く対応をしなければという思いと、その行動がうまくかみ合わない状況でした。

資産税課では、災害対応業務として「罹災証明書」発行がありますが、発災から1か月以内に被災家屋調査を終了しなければなりません。また、調査に伴う人員を確保し体制を整える必要があります。人員確保のため右往左往している最中、貴市からの職員派遣のお話があり、感謝の気持ちと調査体制が整うことで安堵いたしました。

先遣隊の貴市防災危機管理局の皆様との事前協議では、豊富な知識や経験を交えて、調査方法など具体的な説明をしていただきました。その際の皆様の言葉には自信が満ちており、説明を受けた職員は不安から気概へと表情が変化していきました。

その後、第一次派遣、第二次派遣 32 名の皆様と行動を共にいたしました。最も感じたことは、各隊長の丸寶英二係長、吉田昌央主査を中心に士気の高さであり、何より年齢の若さでした。隊員の皆様は環境の変化に柔軟に対応され、当市の職員と班を組み、不慣れな土地であるにも関わらず効率的に調査を実施していただきました。一緒に調査した当市の若手職員も皆様の行動力に接し、良い意味の刺激を多く受けました。

また、堀場和夫副市長におかれましては、ご多忙の中、当課へお越しいただき、労いと励ましのお言葉をいただき、職員一同心強く感じたところです。

被災家屋調査の一次調査は、10月22日から本格的に開始し、当初の予定どおり11月4日までに終了しました。その間、皆様のご尽力により約 5,200 棟の調査を完了することができました。

そして、罹災証明書の発行は被災者へ早く届けたいとの思いから、被災家屋の調査中ではありましたが、当初予定を早め10月28日から順次発行を開始しました。その結果、発災から1か月後の罹災証明書交付率が100%近くまで達することができたことは、ひとえに貴市のご支援、ご指導のおかげでございます。

結びに、貴市の益々のご発展と派遣されました皆様のご健勝を祈念申し上げます。

令和2年1月
長野市財政部資産税課
課長 原田 一人

VII 本市での今後の取り組み

1 令和元年東日本台風を踏まえた課題

令和元年東日本台風において、本市は様々な支援活動を行ってきましたが、本市で発災した場合の課題を整理しておく必要があります。

今回の令和元年東日本台風での支援を通じて学んだ本市の全庁的な主な課題として、以下の三つの事項が挙げられます。これらは、本市でも同様に起こり得る問題であり、平時からこれらの問題に対応できるように備えていき、いざ発災した有事の際には同様の問題が顕在化しないように万全の体制を整えていく必要があります。

＜主な課題＞

- 被災者支援の総合的な推進体制不足
- 宿泊地の確保について
- 災害マネジメント総括支援員の不足

(1) 被災者支援の総合的な推進体制不足

被災相談の窓口が長野市では開設されましたが、同じ場所にそれぞれの部局の職員を配置し、複数の窓口が同じ場所にある程度のもので、被災者のあらゆる相談や申請を一つの窓口で行える、いわゆるワンストップ窓口としては機能しておらず、本市でも同様の課題があるものと思われます。

また、被災者支援については、建物被害認定調査から罹災証明書の発行、被災者台帳の管理など、被災者支援施策を一元的に管理する「被災者生活再建支援システム（NTT東日本）」を発災後に導入したことにより円滑に実施できましたが、本市では、現状、局横断的に、被災者の状況を管理・共有できるシステムはなく、それぞれの業務ごとに支援状況をエクセル等で管理するしかなく、支援の漏れや重複等のおそれがあるほか、業務に膨大な時間がかかり、被災者の生活再建の遅れが懸念されます。

(2) 宿泊地の確保について

本市では長野市への支援が決まってから、すぐに宿泊地の確保を試みましたが、交通の便が良い長野駅周りや長野市役所周りの宿泊施設は満室が多く、宿泊地の確保に苦慮しました。特に建物被害認定調査のように一度に大勢の職員が派遣される場合は被災地近くで宿泊地を確保することは困難であろうと想像しました。

被災地近くは発災後すぐにメディアや他自治体や他機関などが押さえてしまうため、いざ支援が決まってから宿泊地を探すと満室になっている可能性が高いと思われます。また、今回は対口支援先である長野市の一部の地域が被災し、長野駅周りの宿泊地が多い地域は被害が少なかったが、災害の規模や場所によっては宿泊地自体が多く被災してしまい、支援する際に宿泊地の確保に難儀することは容易に予想できます。

今回の支援では宿泊地の確保を旅行代理店へ委託し、長野市の隣の千曲市にまとまっ

て宿泊地を確保することができ、派遣職員の輸送にはマイクロバスを手配しました。宿泊地を被災地や支援の拠点となる長野市役所の近くに確保できていれば、移動の手間が省け、より支援に入り易かったことは間違いありません。

(3) 災害マネジメント総括支援員の不足

本市では今回の災害発生当時は災害マネジメント総括支援員を1名しか登録できていませんでした。

支援の期間が長くなればその分、総括支援員を派遣する期間も長くなり、総括支援員の確保が難しくなっていく状況が発生する可能性があります。

2 今後、本市で必要となる取り組み

(1) 被災者支援の総合的な推進体制の強化

長野市において、被災者の迅速な生活再建を支援するため、建物被害認定調査、罹災証明書の発行、被災者台帳の管理など、被災者支援施策を一元的に管理する「被災者生活再建支援システム（N T T東日本）」を導入したことにより円滑に実施できた教訓を踏まえ、本市においても、平時より被災者支援を総合的に推進するためのシステムの早急な整備が必要であり、併せて詳細な運用方法等も事前に検討しておく必要があります。

また、発災後に開設するワンストップ窓口（総合支援窓口）についても、その適切な運営のあり方を今後検討していく必要があります。

(2) 宿泊地の確保

宿泊地を確保するために、宿泊施設や旅行代理店との協定締結が有効になります。発災時を事前にイメージし、迅速かつ的確な災害対応を実施できる内容の協定を締結し、有事の際には素早く宿泊地の確保ができる体制を整えておく必要があります。

(3) 災害マネジメント総括支援員の増加

今回の発災時は本市として1名しか登録しておらず、また、本市が関わるイベント「ぼうさいこくたい2019」と日程的にも重複している部分があり、総括支援員の日程調整が難しかったため、今後はより多くの職員を総括支援員として登録しておく必要があります。

令和元年東日本台風（長野県長野市）にかかる支援活動記録集

発行・編集 名古屋市防災危機管理局危機対策室
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
電 話 : 052-972-3585
ファクシミリ : 052-962-4030
ホームページ : <http://www.city.nagoya.jp/>
発行年月 令和 2 年 7 月

